彦 根 市 の 環 境

（環境の状況に関する年次報告書）

平成 20 年（2008 年）10 月

彦　　根　　市

彦根市低炭素社会構築都市宣言

わたしたちは、化石燃料の利用により、豊かで快適な生活を享受してきたが、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出した結果、地球的規模の温暖化を招くに至った。

この地球温暖化は、異常気象の頻発による自然災害の激化など、人類の生存基盤である地球環境に大きな影響を与えており、早急に、温室効果ガスの排出量が少ない、持続可能な社会システムを構築する必要に迫られている。

この人類共通の課題を解決するため、わたしたち彦根市民は、低炭素社会の実現が自らの責任であることを自覚し、あらゆる分野において温室効果ガスの排出削減のための行動を実践することを誓い、ここに彦根市を「低炭素社会構築都市」とすることを宣言する。

（平成２０年７月７日宣言）

は　じ　め　に

日本ではこの夏、短時間かつ局地的に降る、いわゆる「ゲリラ豪雨」が多発し、東京都豊島区、神戸市「都賀川」、愛知県岡崎市などで尊い人命が奪われ、人々の生活にも甚大な被害をもたらしました。「ゲリラ豪雨」の発生増加の要因の一つは地球温暖化によるものと考えられており、気象庁のデータによれば、一時間に８０ミリ以上の「猛烈な雨」の発生回数はここ数十年確実に増加しています。

私たちが、石油や石炭などの化石燃料を大量に消費することにより、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、その結果生じた温暖化による気候変動は、地球のあちこちで猛威をふるい、既に私たちの身の回りにおいても大きな影響を及ぼしていることを認識する必要があります。

気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）は、昨年１１月にスペインで開催した総会において、３つの作業部会による報告内容を踏まえた統合報告書を採択し、「気候変化はあらゆる場所において、発展に対する深刻な脅威であり、我々を取り巻く気候システムの温暖化は決定的に明確で、人類の活動が直接的に関与している。現在進行している地球温暖化の動きを遅らせ、さらに逆転させることは、我々の世代のみが可能な挑戦である。」というメッセージを世界に発信しました。

彦根市は、本年７月７日北海道洞爺湖サミットの開催に合わせ、私たちが排出する温室効果ガスをあらゆる分野において削減のための行動を実践するため「彦根市低炭素社会構築都市宣言」を行いました。これを機に、市民の皆様や事業者の方々へ、その活動が一層広がるよう、率先行動はもとより、普及・啓発にも力を入れてまいります。

生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、市民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な彦根市を、将来の世代にしっかりと引き継いでいけるよう努力してまいります。

本書は、平成１１年３月に制定した「彦根市環境基本条例」第２２条の規定に基づき、本市の環境の状況について報告書としてまとめたものです。我々になじみの深い「水」や「大気」に関する調査結果から、市民団体による環境保全活動に至るまで、本市の環境に関する内容を収めております。本書が、市民の皆様をはじめとして、より多くの方々にご活用いただき、彦根市の現状をより理解いただくとともに、環境保全への積極的な行動につなげていただければ幸いです。

平成２０年（２００８年）１０月

彦根市長　　獅　山　　向　洋

目　　次

１．彦根市の概要

（１）　地　　勢　　‥‥　１

（２）　人　　口　　‥‥　２

（３）　産　　業　　‥‥　３

（４）　交　　通　　‥‥　４

（５）　土地利用　　‥‥　５

（６）　気　　象　　‥‥　６

２．彦根市の環境行政

（１）　行政組織　　‥‥　７

（２）　審 議 会　　‥‥　７

（３）　環境施策（事業）

　　の体系図　　‥‥　８

３．環境の現状

（１）　水　　質

　①河川の水質　　‥‥　９

　②地下水の状況　　‥‥　１８

　③琵琶湖の水質　　‥‥　１９

　④十王村の水　　‥‥　２１

（２）　土　　壌　　‥‥　２２

（３）　大　　気

　①大気質の現況　　‥‥　２４

　②浮遊粒子状物質　　‥‥　２５

　③光化学スモッグ　　‥‥　２７

（４）　騒 音 ・ 振 動　　‥‥　２８

（５）　廃　　棄　　物　　‥‥　３３

（６）　生活排水対策　　‥‥　３９

（７）　自　然　環　境　　‥‥　４１

４．公害防止対策

（１）　公害苦情の状況　　‥‥　４４

（２）　公害関係届出状況　　‥‥　４５

（３）　環境保全および

　　公害防止に関する協定‥‥　４６

５．環境保全に向けた取り組み

（１）　環境基本条例　　‥‥　４７

（２）　環境基本計画

　　および地域行動計画　‥‥　４８

（３）　市民団体の活動　　‥‥　４９

（４）　環境行政施策の

　　新たな展開　　‥‥　５１

（５）　ＩＳＯ１４００１

　　の認証取得　　‥‥　５５

６．用語の解説　　‥‥　５７

１　彦根市の概要

（１）地勢

本市は、琵琶湖の東北部に位置し、西は日本一の湖・琵琶湖、東は緑美しい鈴鹿山脈を望み、その鈴鹿山脈から流れを発する芹川、犬上川、宇曽川、愛知川等が中央の平野部を横断し、琵琶湖にそそいでいます。

彦根市（市役所）の位置‥‥東経１３６°１５′　北緯３５°１６′
面　　積‥‥１９６．８４km^2
（琵琶湖の面積：９８．６９km^{2}を含む）
高　　度‥‥最高６８２．２m　　最低８５．６m
地　　域‥‥東西２４．２４km（湖面域：１．７４km）
南北１９．１４km（湖面域：６．７９km）

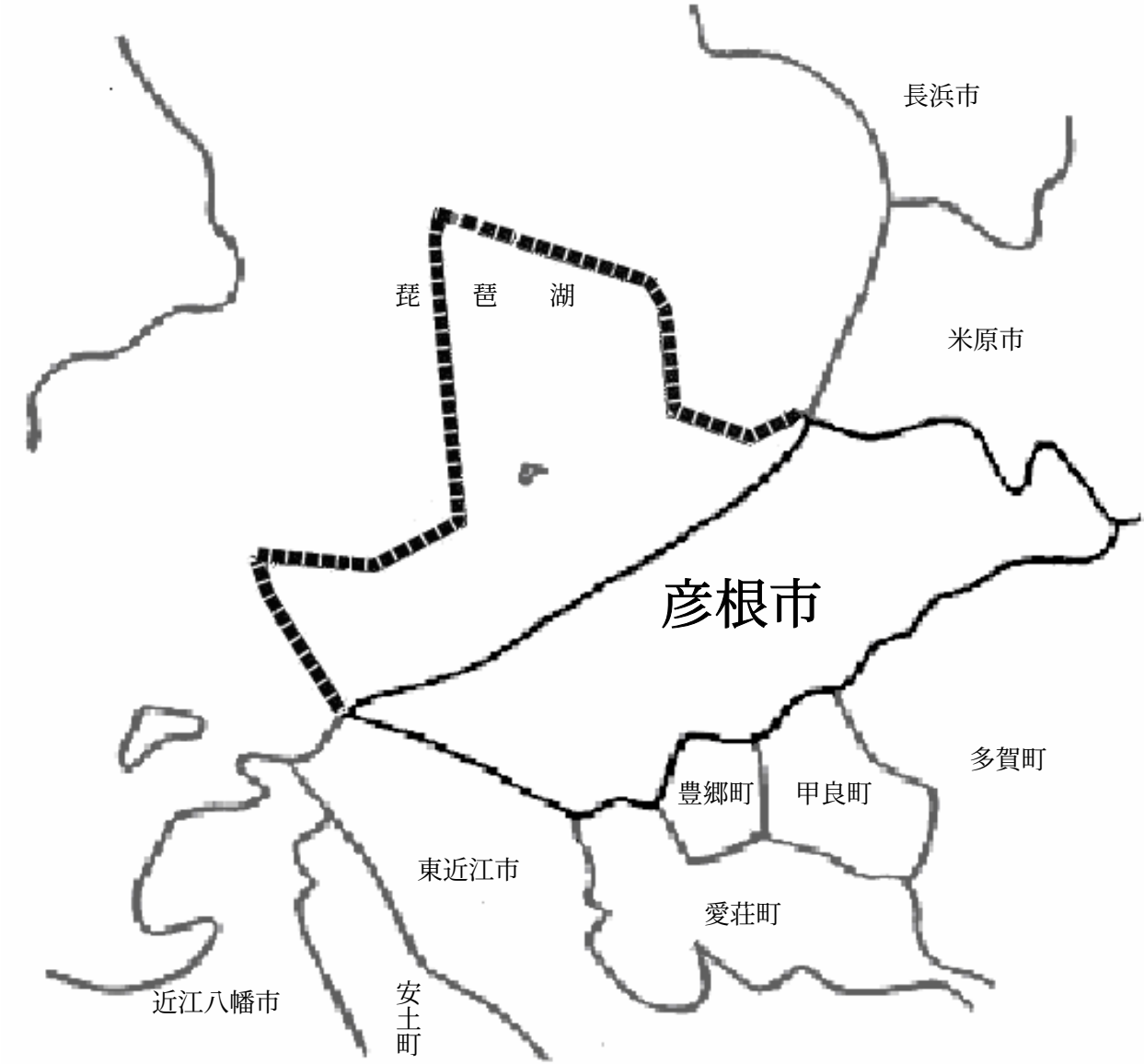

（２）人口

人口・世帯数

年　次	人　口　（人）			世帯数（世帯）
	男	女	総数	
平成　６年	50,391	52,568	102,959	33,302
７年	50,776	52,628	103,404	33,887
８年	51,485	53,192	104,677	34,596
９年	51,968	53,673	105,641	35,333
１０年	52,426	54,172	106,598	36,157
１１年	52,897	54,565	107,462	36,893
１２年	53,333	55,055	108,388	37,733
１３年	53,466	55,221	108,687	38,201
１４年	53,509	55,419	108,928	38,600
１５年	53,661	55,514	109,175	39,123
１６年	53,894	55,794	109,688	39,818
１７年	54,124	56,121	110,245	40,584
１８年	54,522	56,338	110,860	41,414
１９年	54,744	56,566	111,310	42,068

（各年１０月１日現在）

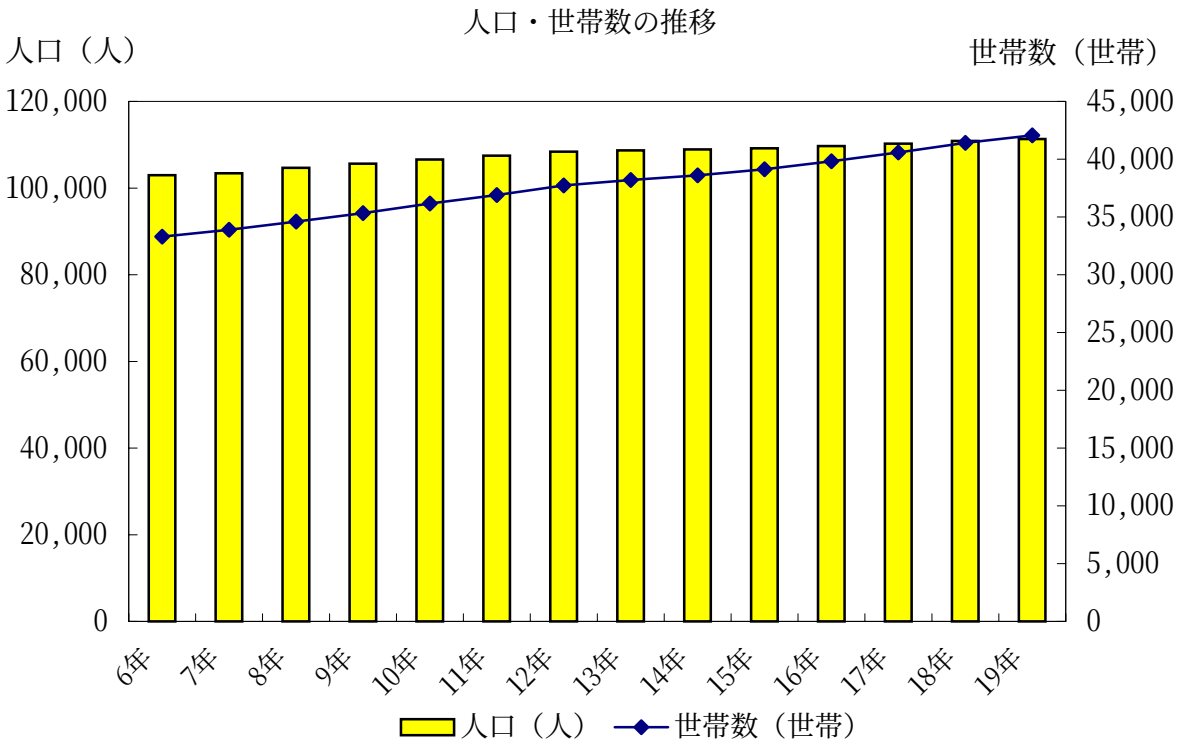

（３）産業

産業別就業人口

区　　分	就業人口(人)	構成比(%)
第一次産業	1,569	2.89
農業	1,505	2.77
林業	10	0.02
漁業	54	0.10
第二次産業	18,612	34.31
鉱業	10	0.02
建設業	3,704	6.83
製造業	14,898	27.46
第三次産業	33,168	61.14
電気･ガス･熱供給･水道業	253	0.47
情報通信業	443	0.82
運輸業	2,436	4.49
卸売･小売業	9,415	17.36
金融･保険業	1,086	2.00
不動産業	442	0.81
飲食店、宿泊業	2,861	5.27
医療、福祉	4,297	7.92
教育、学習支援業	2,756	5.08
複合サービス業	612	1.13
サービス業(他に分類されないもの)	6,944	12.80
公務(他に分類されないもの)	1,623	2.99
分類不能の産業	898	1.27
総　　数	54,247	100.00

（平成１７年１０月１日現在　１５歳以上）

産業別就業人口の推移

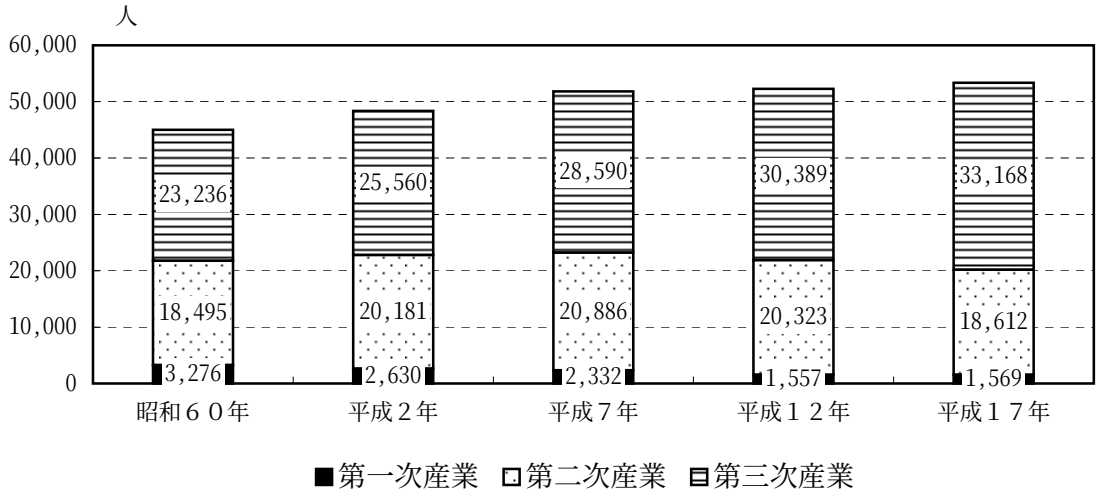

（４）交通

鉄道および主要幹線道路図

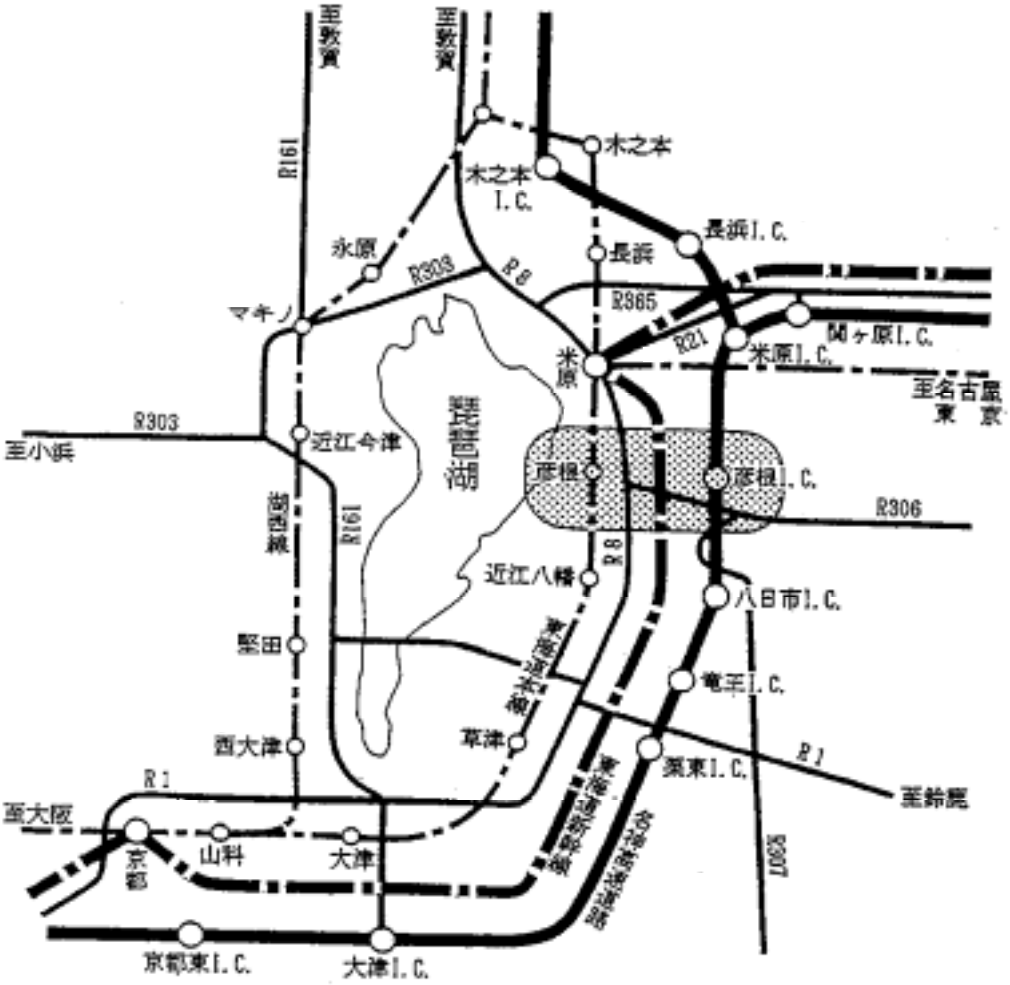

自動車保有台数

（単位：台）

車種 / 年度	登録自動車数					二輪・軽自動車				合計
	貨物用	乗合用	乗用	特種・特殊車	小計	小型二輪車	軽自動車		小計	
							二輪車	その他		
平成１２年度	5,732	214	37,813	1,408	45,167	1,001	1,122	24,724	26,847	72,014
平成１３年度	5,639	218	37,995	1,413	45,265	1,029	1,123	25,437	27,589	72,854
平成１４年度	5,567	221	38,518	1,443	45,749	1,083	1,099	26,042	28,224	73,973
平成１５年度	5,561	221	38,719	1,423	45,924	1,097	1,151	26,617	28,865	74,789
平成１６年度	5,545	236	39,283	1,385	46,449	1,137	1,168	27,394	29,699	76,148
平成１７年度	5,556	234	39,492	1,388	46,670	1,160	1,206	28,248	30,614	77,284
平成１８年度	5,512	237	39,429	1,381	46,559	1,158	1,202	29,391	31,751	78,310

（資料：県警察本部交通部交通企画課「滋賀の交通」　各年度３月末日現在）

（５）土地利用

土地利用区分別面積

（単位：ｋｍ^2）

区分		平成１５年	平成１６年	平成１７年	平成１８年	平成１９年
田		32.70	32.57	32.32	32.05	31.90
畑		3.78	3.77	3.75	3.70	3.68
宅地		17.52	17.67	17.76	17.93	18.01
池沼		0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
山林		18.64	18.64	18.64	18.57	18.58
原野		0.36	0.35	0.35	0.35	0.35
雑種地	ゴルフ場用地	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71
	鉄軌道用地	0.61	0.61	0.61	0.61	0.60
	その他雑種地	11.98	11.99	12.19	12.42	12.52
その他		11.65	11.64	11.62	11.61	11.60
合計		98.15	98.15	98.15	98.15	98.15

土地利用区分面積の割合の推移

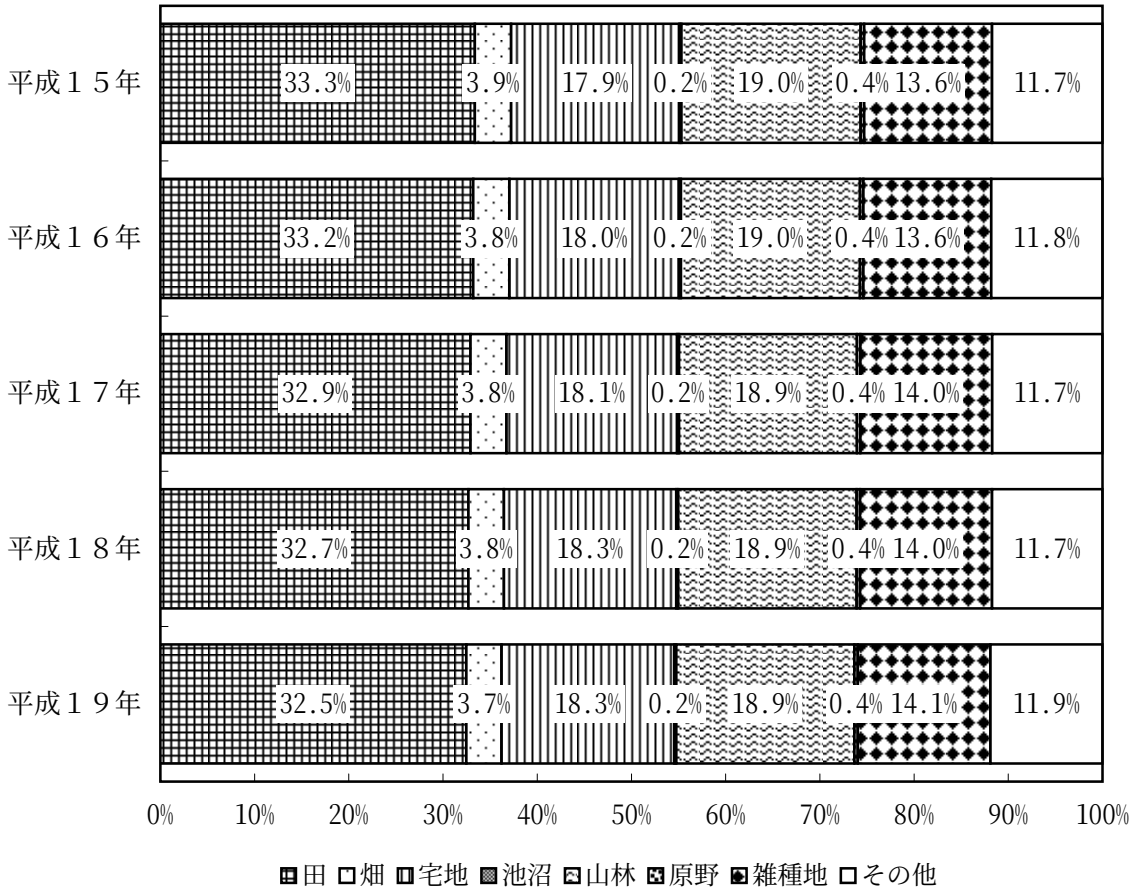

（６）気象

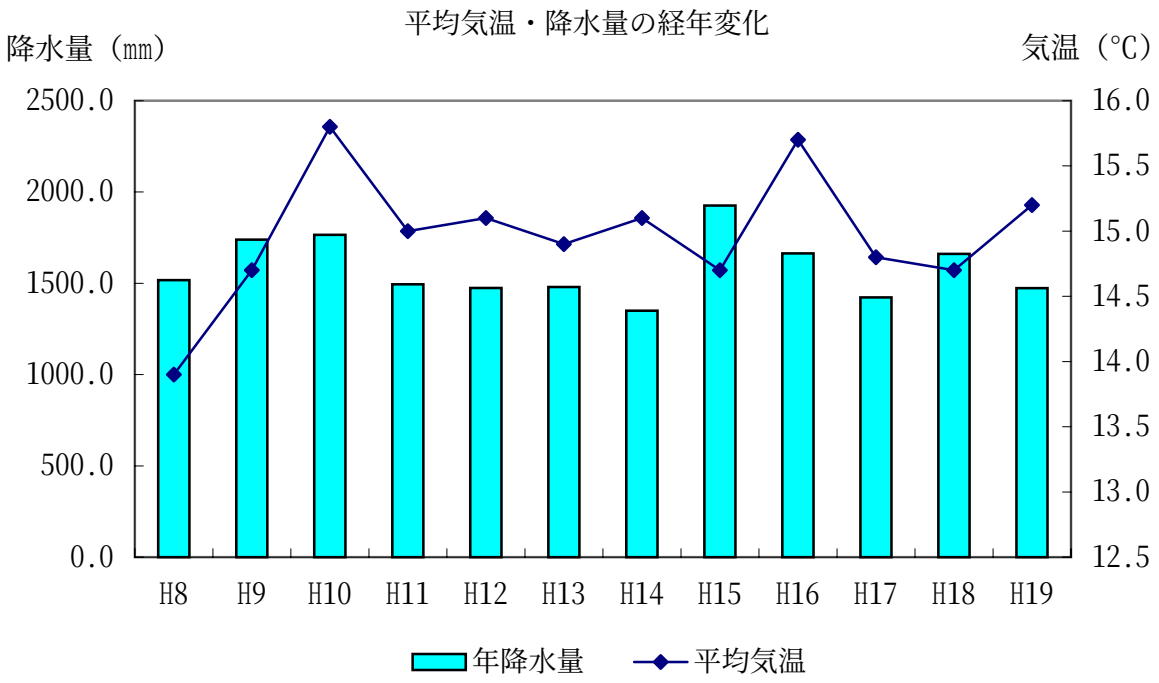
平均気温・降水量の経年変化
降水量（mm）
気温（℃）
2500.0
2000.0
1500.0
1000.0
500.0
0.0
16.0
15.5
15.0
14.5
14.0
13.5
13.0
12.5
H8
H9
H10
H11
H12
H13
H14
H15
H16
H17
H18
H19
年降水量
平均気温

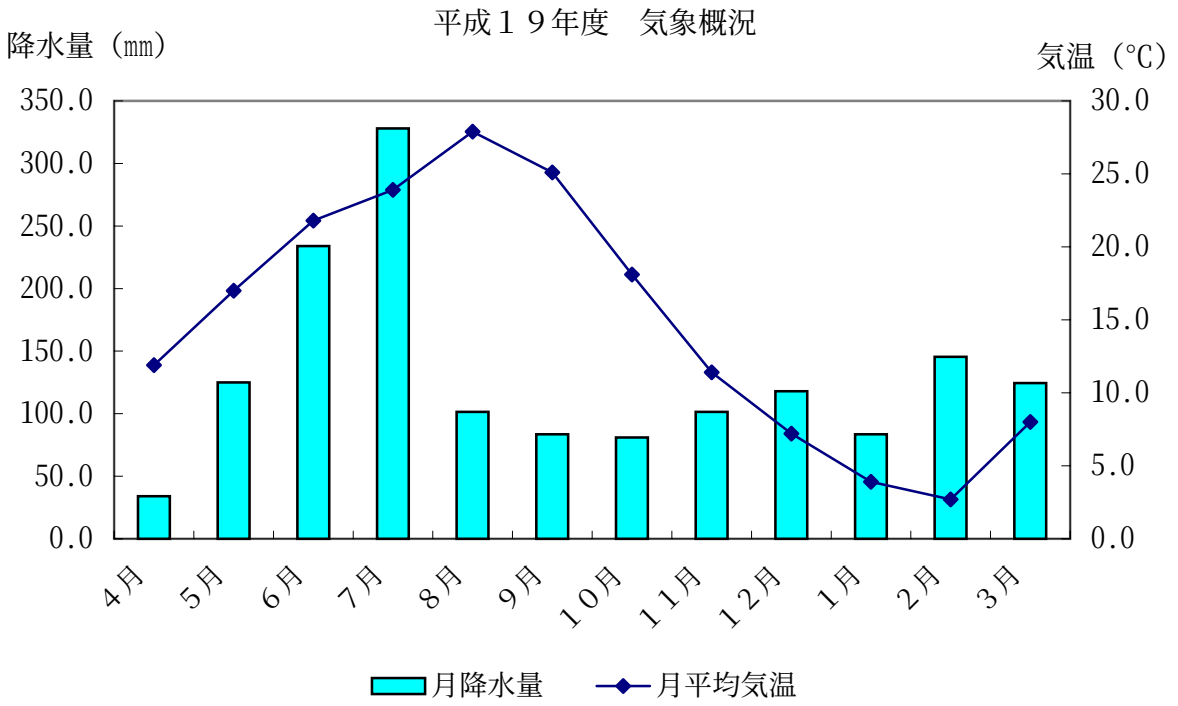
平成１９年度　気象概況
降水量（mm）
気温（℃）
350.0
300.0
250.0
200.0
150.0
100.0
50.0
0.0
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
１０月
１１月
１２月
１月
２月
３月
月降水量
月平均気温

2　彦根市の環境行政

（1）行政組織

彦根市

- 市民環境部
  - 生活環境課
    - 市民生活係
    - 環境保全係
    - 廃棄物広域化対策室
    - 公害試験室
  - 市民課
  - 保険年金課
  - 市民交流課
  - 人権政策課
- 清掃センター
  - 管　理　課
    - 管　理　係
    - 業　務　係
  - 施　設　課
    - 衛生処理係
    - 施設管理係

（2）審議会

彦根市では、行政施策等に関して基本的な事項を調査審議していただくため、各種の審議会を設置しています。市民環境部の環境部門で所管している審議会は次のとおりです。

彦根市環境審議会

○根拠条例等	彦根市環境基本条例
○設 置 目 的	市の区域における良好な環境の保全と創出に関し基本的事項を調査審議すること。
○定員と構成	２０人以内（市議会の議員、諸団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認める者）
○任　　期	２年（再任を妨げない）

彦根市廃棄物減量等推進審議会

○根拠条例等	彦根市廃棄物減量等推進審議会条例
○設 置 目 的	一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議すること。
○定員と構成	２０人以内（市議会の議員、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者、その他市長が適当と認める者）
○任　　期	２年

（３）環境施策(事業)の体系図

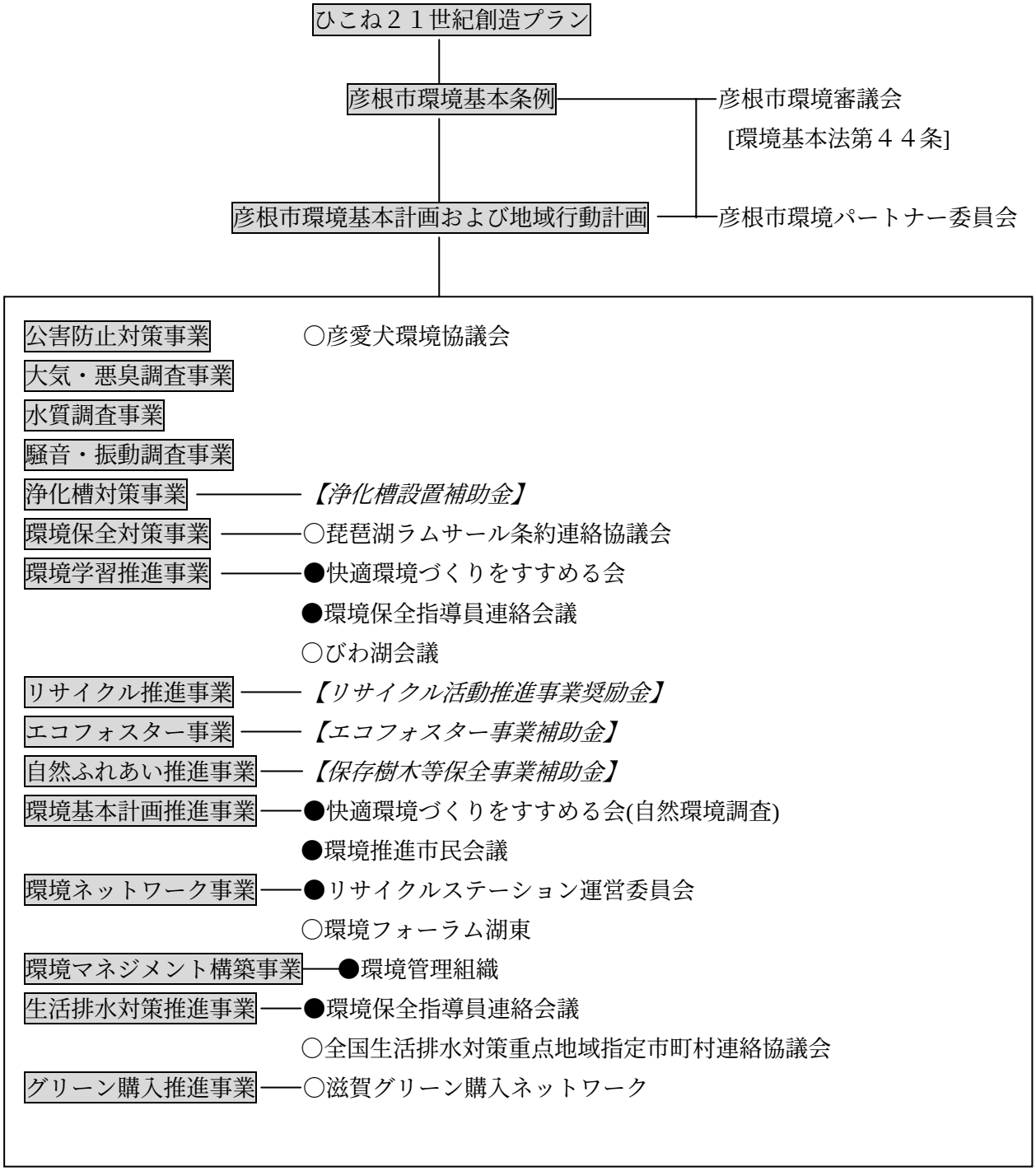

※●生活環境課所管および連携組織

○国・県等の行政関係組織

３　環境の現状

（１）水質

本市では、昭和４７年度から市内主要河川の水質検査を行っています。調査は原則として月１回実施し、調査地点は、調査開始以来若干の追加や廃止、変更を行っています。

平成１９年度は１２河川１５地点で調査を行いました。

また、地下水については、市内３地域で有機塩素化合物などによる汚染が判明しており、県とともに監視を続けています。

① 河川の水質

市内河川水質調査要領

調　査　地　点		１５地点（１２河川）
調　査　回　数		毎月１回、年１２回
調査項目	一　般　項　目	水温
	生活環境項目	水素イオン濃度（ｐＨ）、溶存酸素（ＤＯ）、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、浮遊物質量（ＳＳ）、銅、亜鉛、鉄、マンガン、総クロム、ふっ素、大腸菌群数、全窒素（Ｔ－Ｎ）、全りん（Ｔ－Ｐ）
	健　康　項　目	カドミウム、鉛、ひ素
	そ の 他 項 目	電気伝導度、塩化物イオン

採水地点

①	旧港湾（上流）	船町交差点付近
②	旧港湾（下流）	松原橋直下
③	芹川（上流）	名神高速道路付近
④	芹川（下流）	池州橋直下
⑤	矢倉川	河口付近
⑥	平田川	平田川橋上流
⑦	北川	北川橋直下
⑧	南川	大藪町
⑨	犬上川（中流）	犬上橋付近
⑩	犬上川（下流）	開出今橋直下
⑪	江面川	江面川橋直下
⑫	大川	休神橋直下
⑬	宇曽川	唐崎橋直下
⑭	文録川	つぶり橋直下
⑮	不飲川	普光寺町

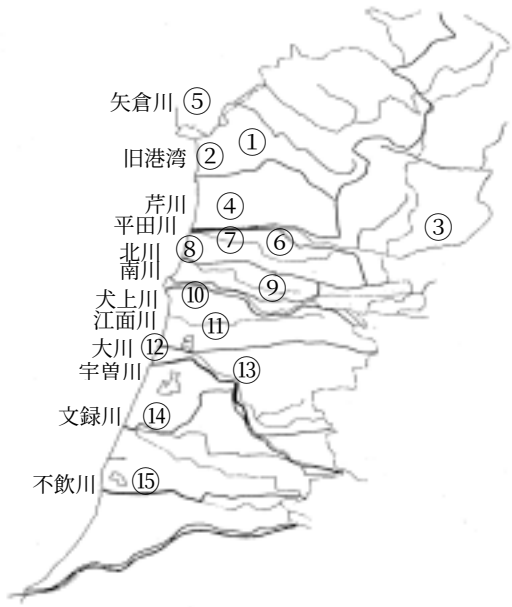

河川の水質経年変化

① 旧港湾（上流）

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	7.3	7.6	7.7	8.0	7.6	7.2	7.1	7.1
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	4.3	2.7	1.1	3.6	2.7	4.2	5.2	1.6
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	7.2	6.1	6.1	3.6	5.1	7.0	6.6	5.6
ＤＯ　（mg／ｌ）	5.1	7.4	7.1	8.0	8.2	7.9	9.0	7.9
ＳＳ　（mg／ｌ）	5.4	1.8	1.8	2.7	2.3	3.3	1.9	1.4
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	5.97	5.39	4.13	4.36	3.92	4.43	2.96	3.22
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.13	0.09	0.06	0.10	0.04	0.09	0.07	0.06

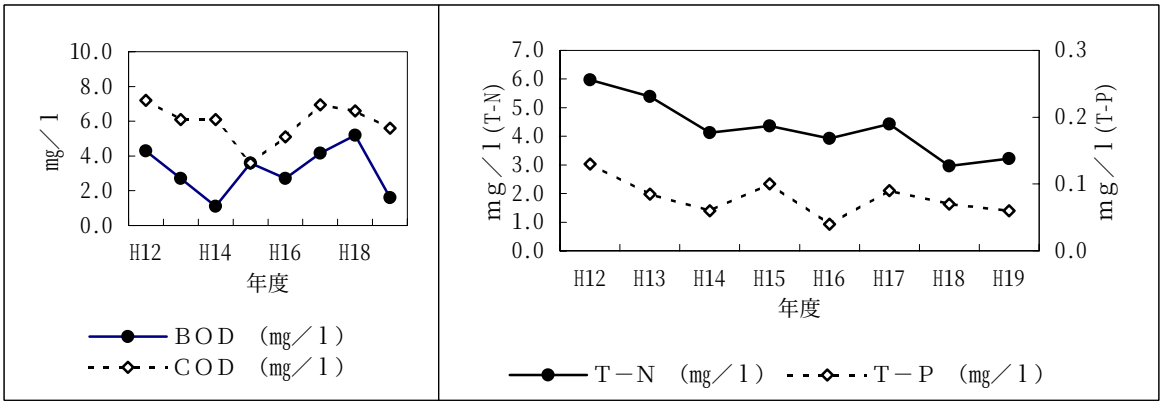

② 旧港湾（下流）

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	7.7	7.9	8.0	8.1	7.9	7.3	7.4	7.4
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.9	3.2	2.0	1.7	1.3	2.9	3.1	1.2
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	5.5	6.8	5.9	3.3	4.7	5.9	5.9	5.5
ＤＯ　（mg／ｌ）	7.2	7.6	6.9	6.1	4.6	5.9	5.6	5.9
ＳＳ　（mg／ｌ）	6.6	6.6	3.9	5.2	2.6	3.5	2.9	2.9
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	4.69	4.11	3.49	4.03	2.70	4.43	2.41	3.39
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.11	0.15	0.16	0.12	0.06	0.09	0.24	0.08

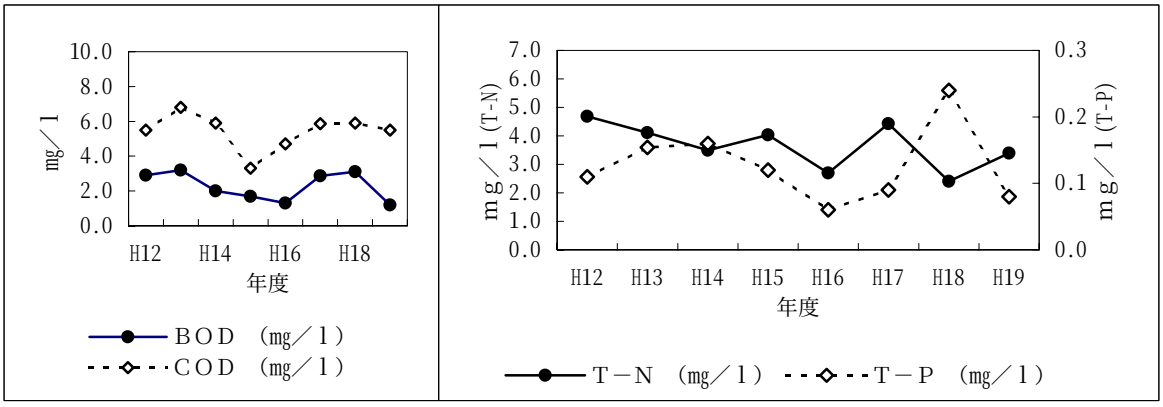

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

③ 芹川（上流）

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	8.4	8.1	8.3	8.3	8.3	8.1	8.2	7.9
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.6	1.8	2.0	4.2	2.7	2.5	4.1	1.3
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	2.6	1.7	1.9	0.5	1.6	1.0	1.7	1.2
ＤＯ　（mg／ｌ）	10.1	8.9	8.6	9.9	8.4	8.2	9.5	9.3
ＳＳ　（mg／ｌ）	3.2	1.5	0.8	1.5	1.7	2.3	0.7	0.6
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.02	1.78	1.12	1.59	1.22	3.25	1.08	1.22
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.03	0.03	0.02	0.03	0.06	0.01	0.02	0.01

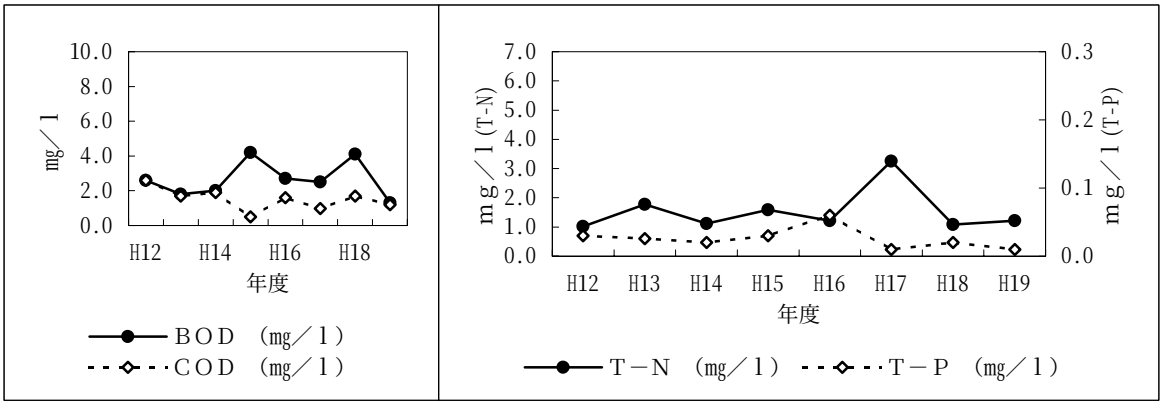

④ 芹川（下流）

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	8.4	8.4	8.3	8.7	8.6	8.6	8.1	8.0
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.9	2.0	1.8	2.3	3.6	4.0	4.9	2.1
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	2.0	1.5	2.3	0.9	1.3	1.6	2.0	1.4
ＤＯ　（mg／ｌ）	10.8	9.8	8.4	9.7	7.9	8.9	9.6	8.5
ＳＳ　（mg／ｌ）	3.0	1.5	0.7	2.4	1.1	2.1	0.8	0.7
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.15	1.39	1.52	1.65	1.42	2.85	1.35	1.19
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.06	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	0.02	0.01

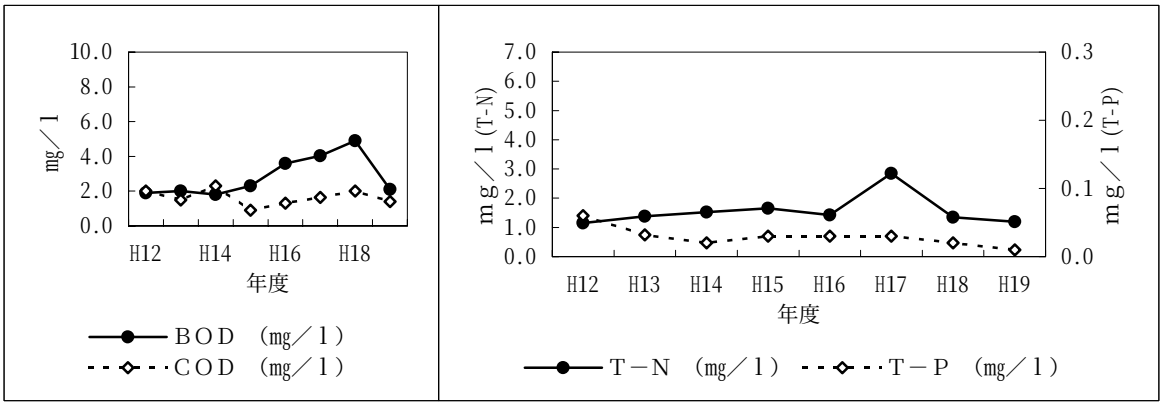

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑤ 矢倉川

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	7.5	7.7	8.0	8.2	8.1	7.6	7.5	7.4
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.2	2.5	2.0	2.5	2.5	3.0	3.1	1.3
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	3.8	3.3	3.3	1.6	2.9	4.3	3.9	4.0
ＤＯ　(mg／ｌ)	7.4	3.3	6.8	7.6	6.0	6.3	5.9	4.9
ＳＳ　(mg／ｌ)	6.8	3.6	4.2	8.0	3.8	3.8	2.6	3.3
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.61	2.02	1.81	2.58	1.45	3.31	1.29	1.58
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.05	0.03	0.08	0.03	0.04	0.02	0.04	0.05

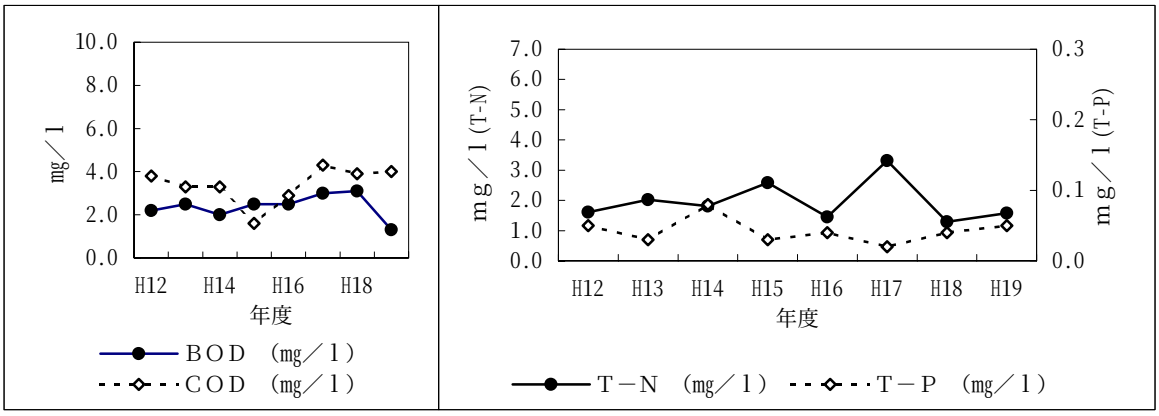

⑥ 平田川

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	7.8	8.0	8.0	8.6	8.2	8.0	7.9	7.8
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	3.0	2.4	2.0	3.2	3.3	2.6	4.0	2.1
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	3.1	3.1	3.9	1.7	2.2	2.7	3.0	2.2
ＤＯ　(mg／ｌ)	7.6	7.9	6.3	6.5	6.4	7.3	7.5	7.4
ＳＳ　(mg／ｌ)	5.5	2.4	4.6	4.1	3.1	2.9	2.2	1.0
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	2.28	2.56	2.60	2.86	2.51	3.36	2.26	1.86
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.22	0.15	0.13	0.16	0.16	0.12	0.11	0.13

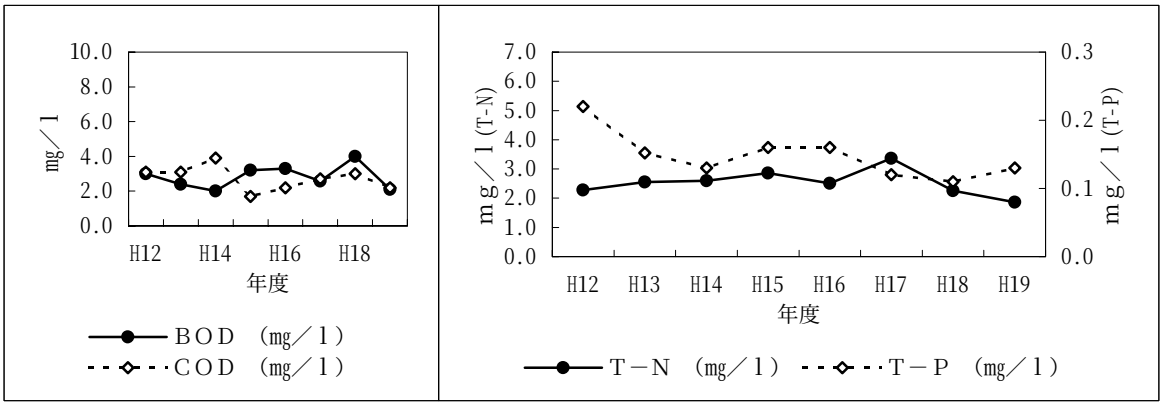

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑦ 北川

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	8.0	8.0	8.2	8.7	8.8	8.5	8.1	7.8
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.7	2.2	2.5	4.0	3.7	5.8	7.2	2.0
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	3.2	3.5	3.7	1.6	2.6	2.1	2.5	2.2
ＤＯ　(mg／ｌ)	10.5	10.2	9.8	8.1	7.8	11.6	11.7	8.8
ＳＳ　(mg／ｌ)	3.9	3.6	1.9	5.9	3.6	4.1	3.4	2.0
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.74	1.46	1.86	2.37	1.42	3.05	1.65	1.43
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.14	0.16	0.09	0.05	0.21	0.05	0.08	0.08

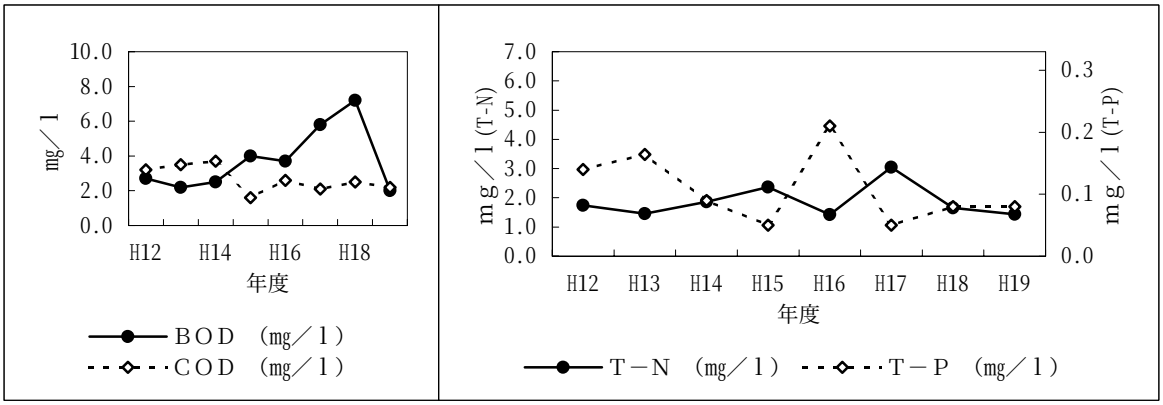

⑧ 南川

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	7.5	7.8	8.1	8.8	8.5	7.7	7.8	7.8
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	3.1	2.8	1.7	3.1	3.5	4.0	5.5	2.2
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	2.6	2.7	3.7	1.6	2.2	2.3	2.4	1.9
ＤＯ　(mg／ｌ)	8.3	9.1	7.5	8.2	8.6	9.0	8.9	7.9
ＳＳ　(mg／ｌ)	3.9	1.9	1.9	4.4	2.4	3.8	2.3	0.9
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	2.23	2.31	2.18	4.44	1.72	3.21	2.00	1.83
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.10	0.08	0.07	0.06	0.08	0.05	0.06	0.06

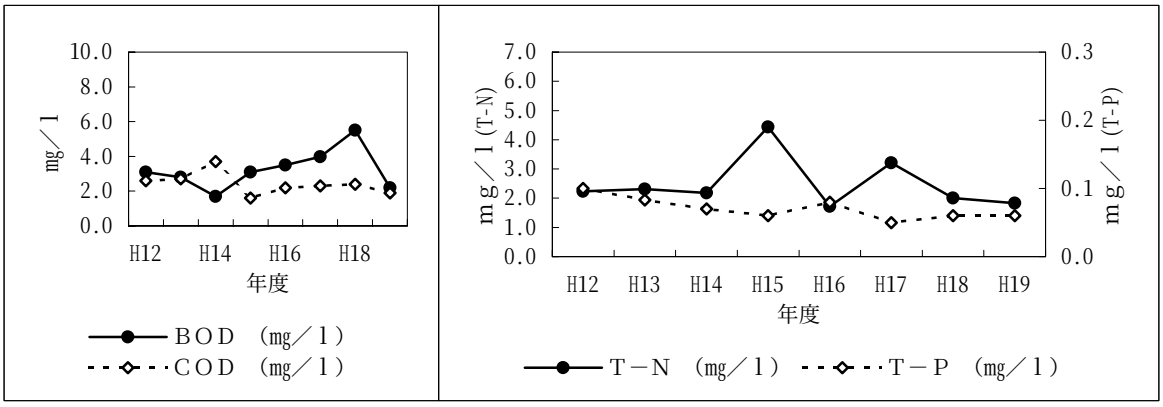

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑨ 犬上川（中流）

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準
ｐＨ	8.1	8.0	8.1	8.3	8.3	7.7	7.9	7.9	6.5～8.5
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.5	1.5	1.6	3.4	1.9	2.0	4.5	3.5	
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.8	1.5	2.9	1.6	1.5	1.3	2.9	1.5	
ＤＯ　（mg／ｌ）	8.9	8.9	7.3	9.1	7.2	7.0	8.5	8.3	≧ 7.5
ＳＳ　（mg／ｌ）	3.6	1.6	1.9	2.0	1.9	1.2	1.3	1.0	≦25.0
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.22	1.28	1.66	1.23	1.4	2.47	1.13	1.07	
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.04	0.06	0.02	0.02	0.06	0.02	0.03	0.04	

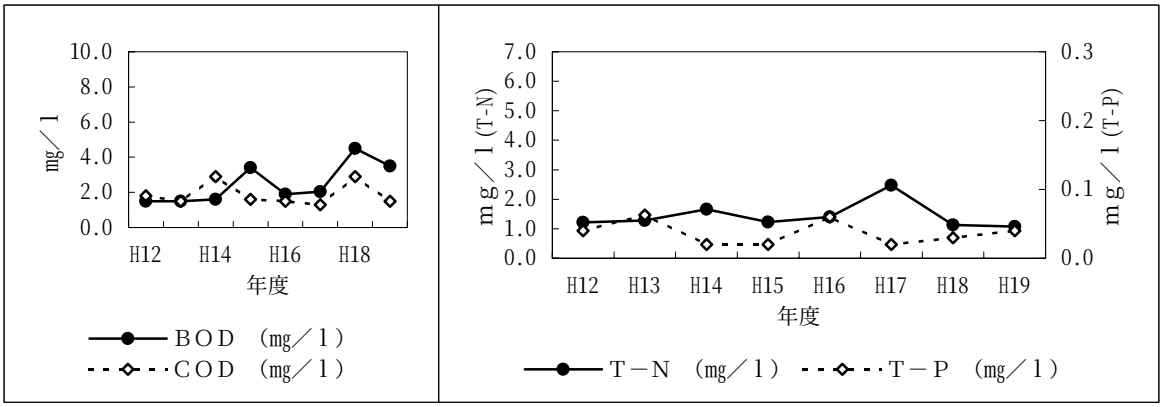

⑩ 犬上川（下流）

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準
ｐＨ	8.0	8.2	8.5	8.2	8	8.2	8.1	7.9	6.5～8.5
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.8	2.7	1.9	2.7	2.9	3.5	5.3	2.1	
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	2.0	1.7	2.5	1.0	1.4	1.1	2.0	1.2	
ＤＯ　（mg／ｌ）	10.0	9.9	8.5	9.4	8.4	9.7	9.9	9.6	≧ 7.5
ＳＳ　（mg／ｌ）	2.8	1.8	1.9	1.1	1.3	1.7	1.3	0.8	≦25.0
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.16	1.15	1.29	2.49	2.01	2.86	1.01	0.93	
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.02	0.06	0.01	0.02	0.04	0.03	0.02	0.02	

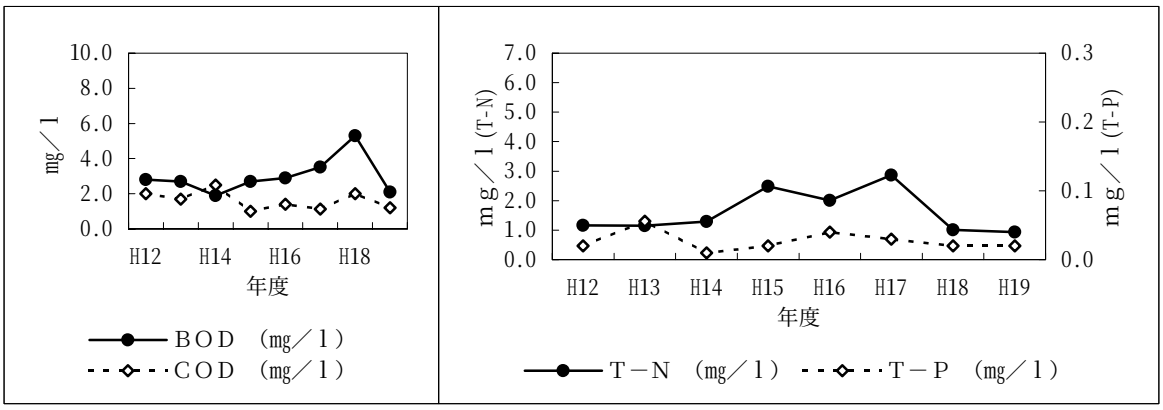

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑪ 江面川

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	7.6	7.8	8.2	7.9	7.6	7.6	7.5	7.5
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	3.0	2.2	1.9	3.1	3.2	3.6	4.4	1.6
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	3.8	3.6	4.3	3.4	4	3.5	4.3	3.2
ＤＯ　（mg／ｌ）	6.6	7.5	7.0	7.4	7.0	6.9	7.4	7.3
ＳＳ　（mg／ｌ）	4.4	4.2	4.8	4.8	6.7	7.0	4.9	4.2
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.94	2.15	2.04	2.1	1.86	3.50	1.78	1.60
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.14	0.08	0.11	0.11	0.12	0.10	0.10	0.12

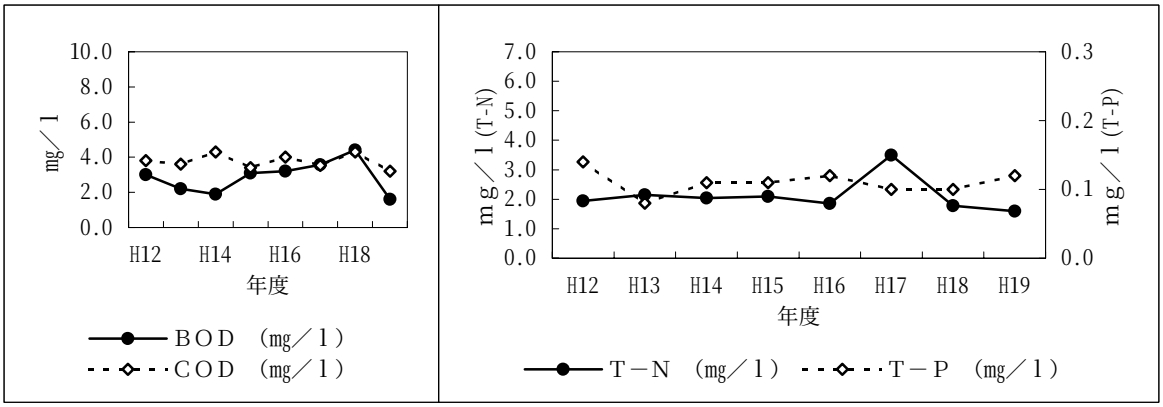

⑫ 大川

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	7.4	7.8	8.2	8.0	7.8	7.6	7.6	7.6
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.1	1.6	1.4	2.9	3.3	3.1	4.4	1.6
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	3.1	3.1	3.6	1.9	3.5	2.9	3.7	2.5
ＤＯ　（mg／ｌ）	6.2	6.8	6.6	7.8	7.0	7.9	7.8	7.4
ＳＳ　（mg／ｌ）	5.7	3.1	4.6	2.6	7.4	4.4	3.6	3.5
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	2.55	2.25	2.53	2.86	2.39	3.71	2.30	1.99
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.09	0.06	0.06	0.08	0.12	0.07	0.05	0.08

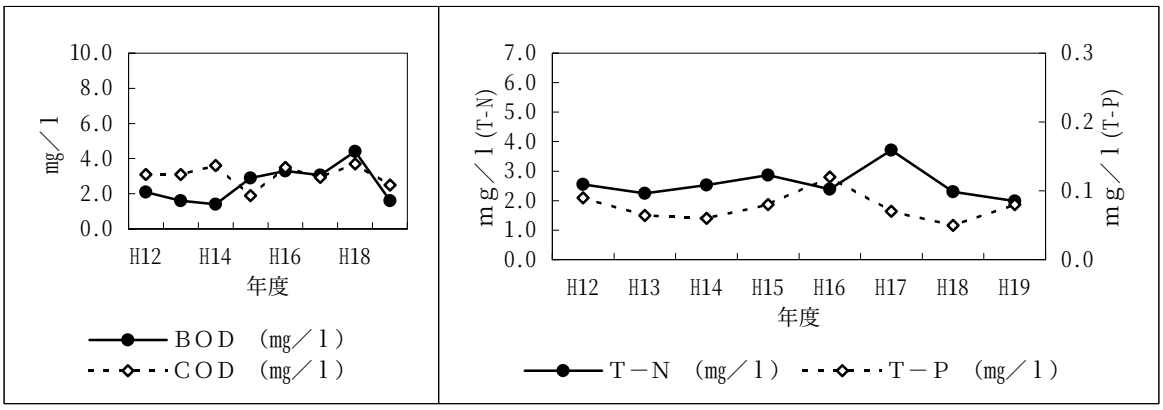

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑬ 宇曽川

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準
pH	7.7	7.8	8.3	8.1	7.9	8.0	7.7	7.8	6.5～8.5
BOD (mg／l)	1.8	1.6	2.7	2.8	2.9	3.2	3.8	1.6	
COD (mg／l)	3.8	3.8	4.3	2.8	4.2	3.2	3.5	2.9	
DO (mg／l)	7.8	7.9	8.0	8.3	7.1	8.3	7.7	7.7	≧ 5.0
SS (mg／l)	7.5	3.6	2.7	3.8	6.9	7.3	2.3	2.8	≦25.0
T－N (mg／l)	1.71	1.97	1.67	1.93	1.84	3.22	1.83	1.61	
T－P (mg／l)	0.09	0.06	0.07	0.05	0.10	0.08	0.08	0.08	

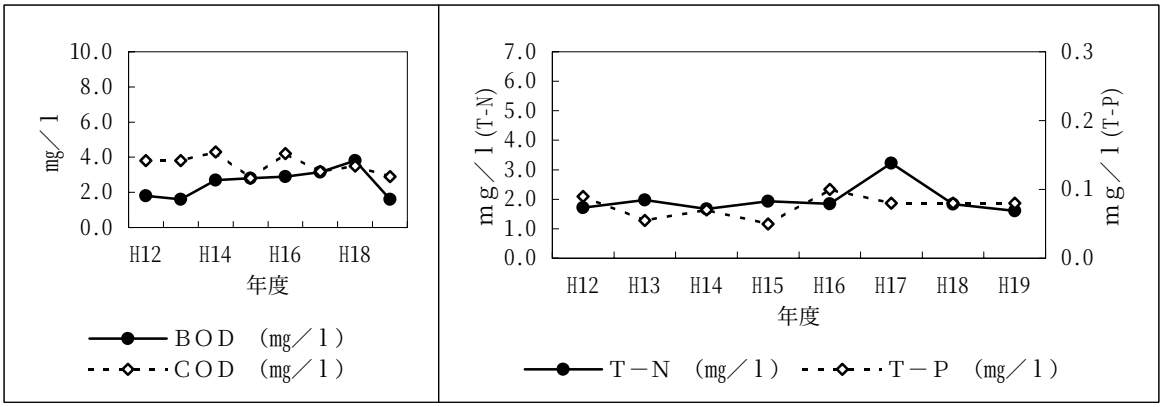

⑭ 文録川

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
pH	7.5	7.7	8.3	8.1	8.0	7.7	7.5	7.6
BOD (mg／l)	1.8	2.2	1.3	3.0	5.1	3.2	2.8	2.1
COD (mg／l)	3.8	4.1	4.8	2.6	4.2	3.4	4.3	3.3
DO (mg／l)	6.8	8.1	7.3	7.9	6.7	8.6	7.0	7.2
SS (mg／l)	5.4	2.6	4.9	9.3	5.8	3.6	2.7	3.0
T－N (mg／l)	2.08	2.04	2.18	2.21	1.86	2.80	1.94	1.73
T－P (mg／l)	0.09	0.07	0.07	0.07	0.11	0.08	0.07	0.08

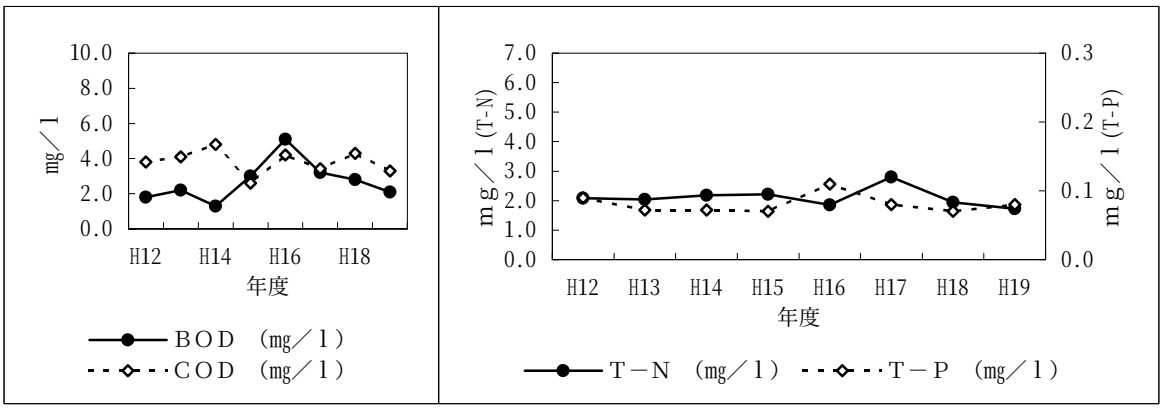

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑮ 不飲川

項目＼年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ｐＨ	7.5	7.8	8.3	8.2	8.1	7.7	7.5	7.7
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.3	2.1	1.5	2.6	2.3	3.0	4.5	2.4
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	2.3	3.1	3.3	1.6	3.2	3.1	3.8	3.2
ＤＯ　（mg／ｌ）	8.3	9.5	8.6	9.0	5.4	7.5	7.6	6.8
ＳＳ　（mg／ｌ）	4.9	2.4	2.2	3.4	5.1	3.1	2.1	3.1
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.43	1.10	1.05	1.22	1.70	3.34	1.20	1.34
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.07	0.05	0.04	0.05	0.10	0.07	0.07	0.07

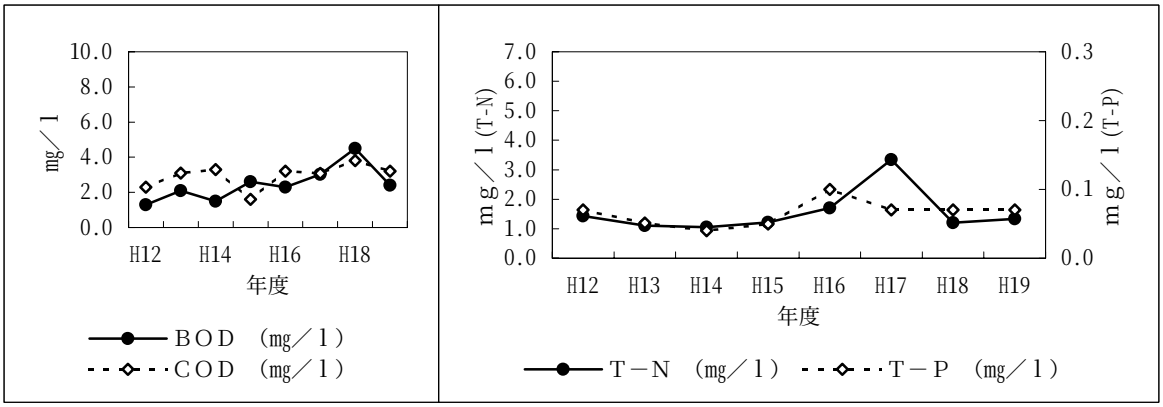

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

② 地下水の状況

昭和５８年に環境庁（現在環境省）が全国の地下水実態調査結果を発表し、有機塩素化合物による全国的な地下水汚染の実態が判明しました。本市においても汚染地域が判明しており、県とともに監視を続けています。

区域	調査地点数	汚染物質	検出地点数	飲用不適地点数	年間最高検出濃度（mg/ｌ）				飲用基準（mg/ｌ）
					16年度	17年度	18年度	19年度	
A 馬場城町	9	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	5	3	0.90	0.90	0.30	0.55	0.01
		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1	1	0.54	0.35	0.07	0.10	0.04
		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1	0	<0.003	<0.003	<0.003	0.004	0.03
B 日夏 清崎 南川瀬	11	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	4	1	0.04	0.03	0.03	0.03	0.01
C 湖岸	1	ひ素	1	1	0.036	0.031	0.047	0.053	0.01

地下水汚染地域図

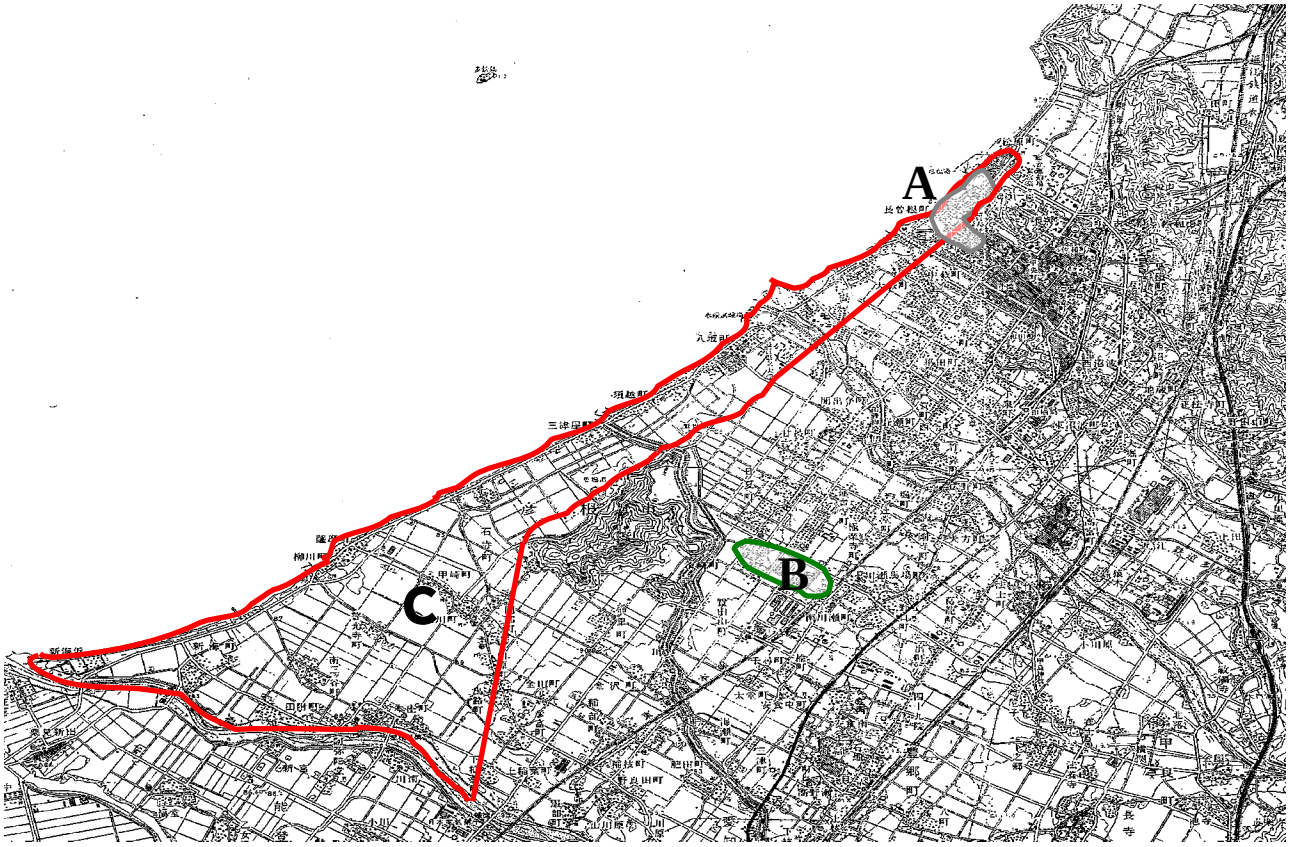

③ 琵琶湖の水質

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			ｐＨ	ＣＯＤ	ＳＳ	ＤＯ	大腸菌群数		
琵琶湖	ＡＡ	水道１級・水産１級・自然環境保全およびＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下	南湖(ハ)	北湖(イ)

注)達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は５年を超える期間で可及的速やかに達成。

全窒素･全りんの環境基準　(mg/l)

	Ｔ－Ｎ	Ｔ－Ｐ
琵琶湖(Ⅱ類型)	0.2	0.01

透明度　(　ｍ　)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	平　均
北湖	5.2	5.8	5.5	5.4	5.9	6.5	6.6	5.8
南湖	2.0	2.1	2.4	2.5	2.4	2.5	2.6	2.4

ＢＯＤ　(生物化学的酸素要求量)　(ｍｇ／l)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	平　均
北湖	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.6
南湖	1.0	1.1	1.0	0.9	0.9	1.0	1.1	1.0

ＣＯＤ　(化学的酸素要求量)　(ｍｇ／l)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	平　均
北湖	2.7	2.7	2.6	2.6	2.7	2.5	2.7	2.6
南湖	3.2	3.3	3.1	3.1	3.2	3.1	3.3	3.2

ＳＳ　(浮遊物質量)　(ｍｇ／l)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	平　均
北湖	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1	<1.0	<1.0	1.1
南湖	5.1	4.8	3.7	3.4	3.4	3.2	2.8	3.8

Ｔ－Ｎ　(全窒素)　(ｍｇ／l)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	平　均
北湖	0.27	0.25	0.32	0.29	0.29	0.27	0.26	0.28
南湖	0.32	0.34	0.36	0.33	0.32	0.31	0.29	0.32

Ｔ－Ｐ　(全りん)　(ｍｇ／l)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	平　均
北湖	0.009	0.008	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008
南湖	0.019	0.018	0.016	0.016	0.017	0.015	0.016	0.017

クロロフィルａ　(μｇ／l)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	平　均
北湖	3.7	3.3	3.0	3.3	4.5	2.5	3.0	3.3
南湖	6.0	6.7	5.8	5.0	5.8	4.7	5.5	5.6

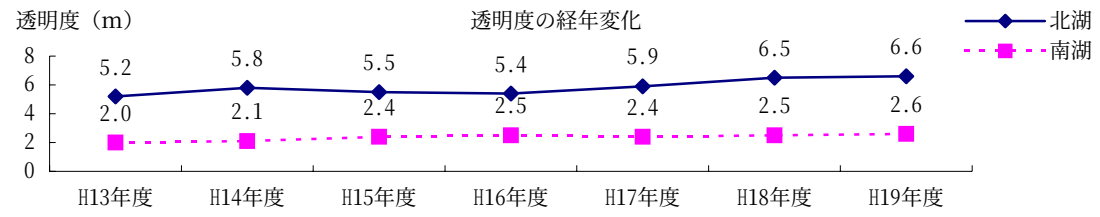
透明度（m）
透明度の経年変化
北湖
南湖
8
6
4
2
0
5.2
5.8
5.5
5.4
5.9
6.5
6.6
2.0
2.1
2.4
2.5
2.4
2.5
2.6
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度
H18年度
H19年度

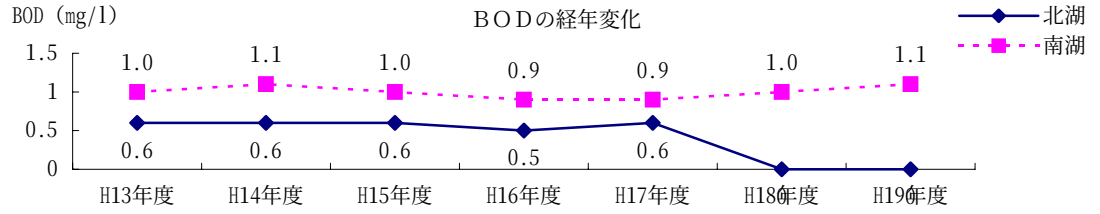
BOD（mg/l）
ＢＯＤの経年変化
北湖
南湖
1.5
1
0.5
0
1.0
1.1
1.0
0.9
0.9
1.0
1.1
0.6
0.6
0.6
0.5
0.6
0
0
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度
H18年度
H19年度

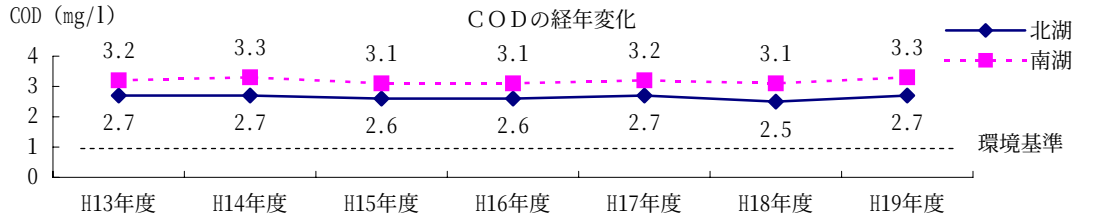
COD（mg/l）
ＣＯＤの経年変化
北湖
南湖
4
3
2
1
0
3.2
3.3
3.1
3.1
3.2
3.1
3.3
2.7
2.7
2.6
2.6
2.7
2.5
2.7
環境基準
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度
H18年度
H19年度

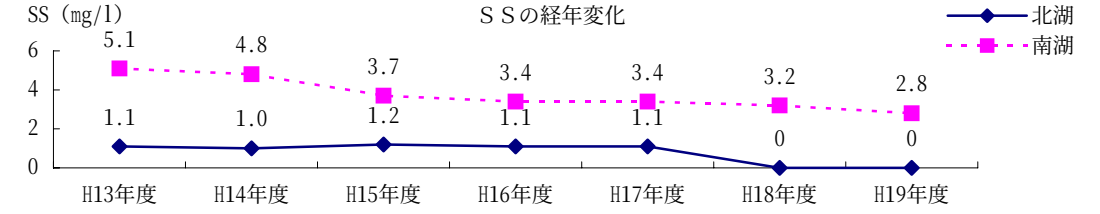
SS（mg/l）
ＳＳの経年変化
北湖
南湖
6
4
2
0
5.1
4.8
3.7
3.4
3.4
3.2
2.8
1.1
1.0
1.2
1.1
1.1
0
0
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度
H18年度
H19年度

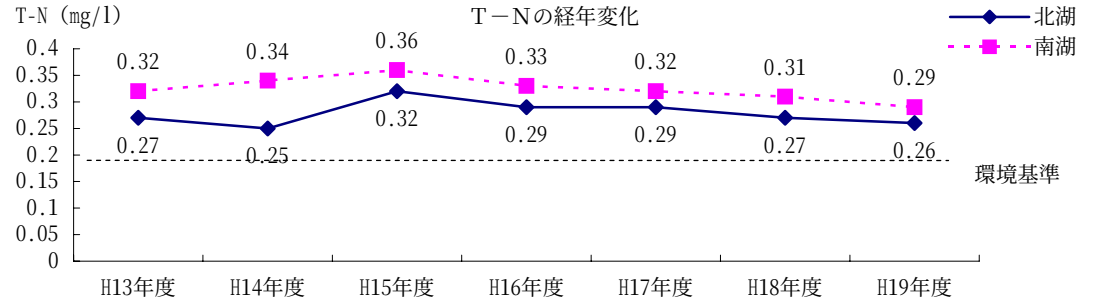
T-N（mg/l）
Ｔ－Ｎの経年変化
北湖
南湖
0.4
0.35
0.3
0.25
0.2
0.15
0.1
0.05
0
0.32
0.34
0.36
0.33
0.32
0.31
0.29
0.27
0.25
0.32
0.29
0.29
0.27
0.26
環境基準
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度
H18年度
H19年度

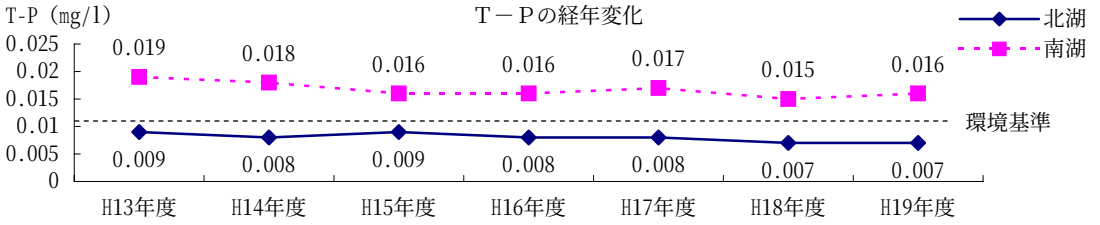
T-P（mg/l）
Ｔ－Ｐの経年変化
北湖
南湖
0.025
0.02
0.015
0.01
0.005
0
0.019
0.018
0.016
0.016
0.017
0.015
0.016
環境基準
0.009
0.008
0.009
0.008
0.008
0.007
0.007
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度
H18年度
H19年度

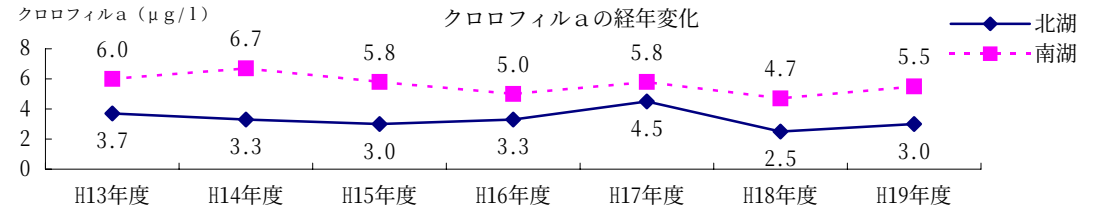
クロロフィルa（μg/l）
クロロフィルａの経年変化
北湖
南湖
8
6
4
2
0
6.0
6.7
5.8
5.0
5.8
4.7
5.5
3.7
3.3
3.0
3.3
4.5
2.5
3.0
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度
H18年度
H19年度

④ 十王村の水

西今町にある十王村の水は、昭和60年に環境庁（現環境省）が選定した名水百選のひとつです。正方形の一角を切り取った変形五角形で、石の柵に囲まれています。また、水源地の中央には六角形のお堂があり、お地蔵様が祭られています。

本市では毎年水質の検査を実施しており、平成19年度も検査50項目すべてにおいて基準値を満たしていました。

平成１９年度十王村の水の水質

(mg／l)

検査項目	検査結果	飲用基準
一般細菌	0/ml	≦100/ml
大腸菌群	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	<0.001	≦0.01
水銀及びその化合物	<0.00005	≦0.0005
セレン及びその化合物	<0.001	≦0.01
鉛及びその化合物	<0.001	≦0.01
ひ素及びその化合物	<0.001	≦0.01
六価クロム化合物	<0.005	≦0.05
シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	≦0.01
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8	≦10
ふっ素及びその化合物	<0.08	≦0.8
ホウ素及びその化合物	<0.1	≦1.0
四塩化炭素	<0.0002	≦0.002
1,4-ジオキサン	<0.005	≦0.05
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	≦0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	≦0.04
ジクロロメタン	<0.002	≦0.02
テトラクロロエチレン	<0.001	≦0.01
トリクロロエチレン	<0.003	≦0.03
ベンゼン	<0.001	≦0.01
クロロ酢酸	<0.002	≦0.02
クロロホルム	<0.001	≦0.06
ジクロロ酢酸	<0.004	≦0.04
ジブロモクロロメタン	<0.001	≦0.1
臭素酸	<0.001	≦0.01
総トリハロメタン	<0.001	≦0.1
トリクロロ酢酸	<0.02	≦0.2
ブロモジクロロメタン	<0.001	≦0.03
ブロモホルム	<0.001	≦0.09
ホルムアルデヒド	<0.008	≦0.08
亜鉛及びその化合物	<0.05	≦1.0
アルミニウム及びその化合物	<0.02	≦0.2
鉄及びその化合物	<0.03	≦0.3
銅及びその化合物	<0.05	≦1.0
ナトリウム及びその化合物	8	≦200
マンガン及びその化合物	<0.005	≦0.05
塩化物イオン	8.9	≦200
ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	66	≦300
蒸発残留物	100	≦500
陰イオン界面活性剤	<0.02	≦0.2
ジェオスミン	<0.000001	≦0.00001
2-メチルイソボルネオール	<0.000001	≦0.00001
非イオン界面活性剤	<0.005	≦0.02
フェノール類	<0.0005	≦0.005
有機物(全有機炭素（TOC）の量)	<0.5	≦5
ｐＨ値	7.2	5.8～8.6
臭気	異常なし	異常なし
色度	0.5度未満	≦5度
濁度	0.1度未満	≦2度
腸管出血性大腸菌Ｏ１５７	不検出	------

（２）土壌

本市では、毎年任意の３地点で採取した土壌について、カドミウム、鉛、クロム、ひ素、水銀、銅の６項目の重金属分析を行っています。

平成１９年度　土壌調査（溶出試験）　（ｍｇ／ｌ）

	カドミウム	鉛	クロム（Ｔ－Ｃｒ）	ひ素	水銀	銅
１．甲田町	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
２．大藪町	<0.001	<0.005	<0.01	0.005	<0.0005	<0.1
３．出町	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
４．柳川町	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
環　境　基　準	≦0.01	≦0.01	≦0.05(Cr^{6+})	≦0.01	≦0.0005	-------

土壌調査地点

（３）大気

大気汚染は地域を越える広域的な問題であり、事業活動において燃焼時に発生する硫黄酸化物・すすなどの「ばい煙」や、物の破砕等による「粉じん」のほか、自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物などにより引き起こされます。それらの汚染原因物質に対して、下の表のとおり法律で環境基準が定められており、本市では、県とともに監視を行っています。

大気汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化いおう	１時間の１日平均値が０．０４ppm以下であり、かつ、１時間値が０．１ppm以下であること。
一酸化炭素	１時間値の１日平均値が１０ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が２０ppm以下であること。
浮遊粒子状物質[1)]	１時間値の１日平均値が０．１０mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が０．２０mg/m^{3}以下であること。
光化学オキシダント[2)]	１時間値が０．０６ppm以下であること。
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が０．０４ppmから０．０６ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	１年平均値が０．００３mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が０．２mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が０．２mg/m^{3}以下であること。

１）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が１０μm以下のものをいう。
２）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

① 大気質の現況

東中学校に県の大気自動測定局が設置されており、大気環境の常時測定が行われています。いずれの項目にも大きな変化はなく、環境基準を満たしています。

大気質

(ppm)

	年　平　均　値						
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
二酸化いおう（SO_2）	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
一酸化窒素（NO）	0.025	0.026	0.026	0.024	0.023	0.022	0.021
二酸化窒素（NO_2）	0.022	0.022	0.022	0.022	0.023	0.020	0.020
光化学オキシダント（O_X）[1]	0.029	0.031	0.030	0.032	0.034	0.034	0.032

１）光化学オキシダント（O_X）は、昼間の１時間値の年平均値である。

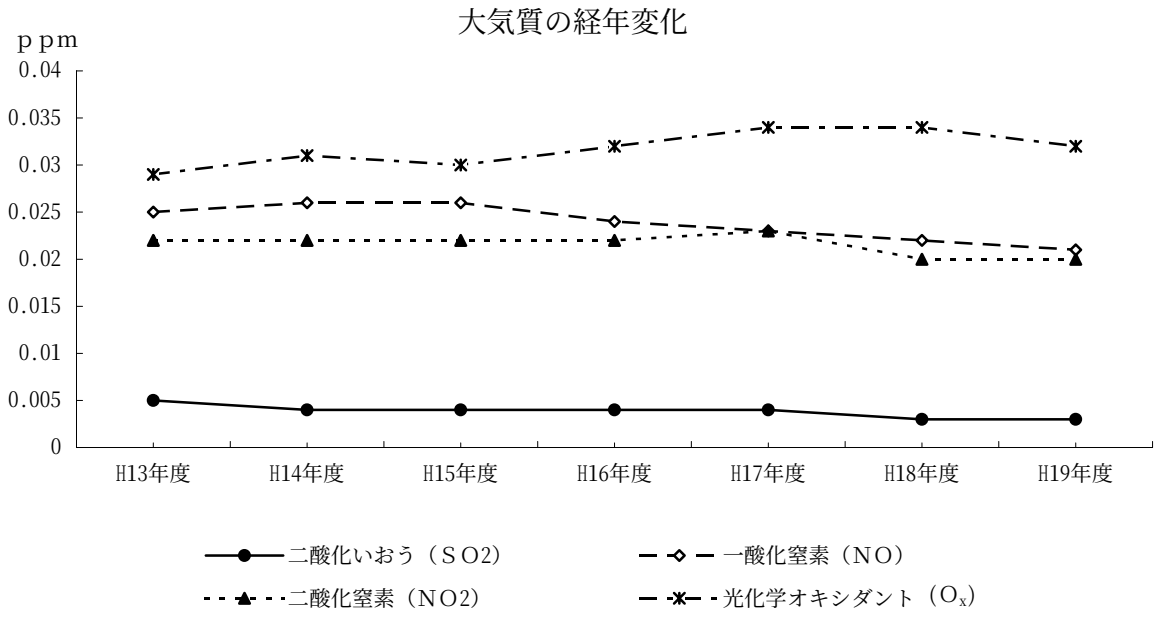

② 浮遊粒子状物質

本市では、毎月１回、市役所庁舎屋上において浮遊粒子状物質の測定を行っています。いずれの年度においても環境基準を満たしています。

浮遊粒子状物質

（mg／m^3）

年　　度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
市役所屋上	0.025	0.013	0.032	0.081	0.014	0.020	0.022

浮遊粒子状物質の経年変化

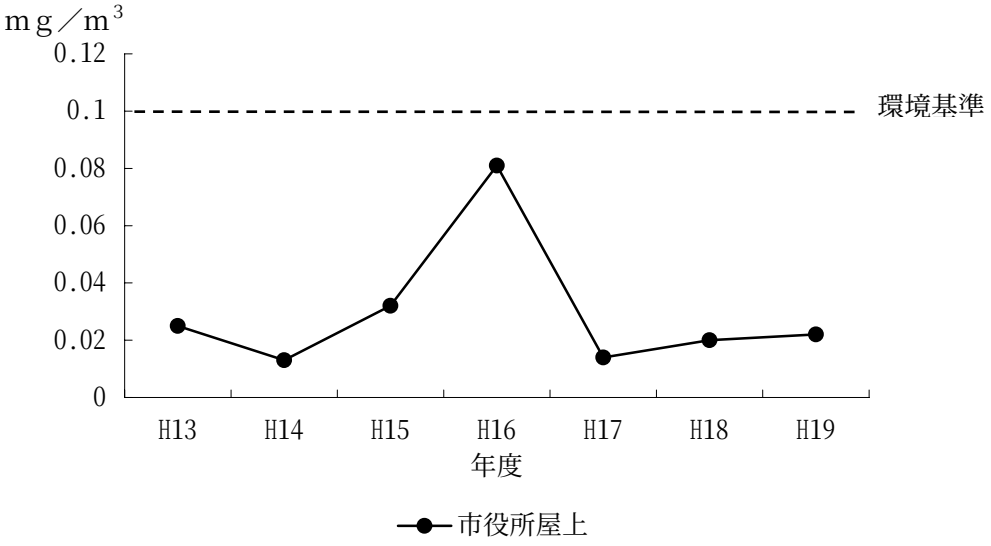

浮遊粒子状物質中重金属分析

浮遊粒子状物質中の重金属分析を、年２回、カドミウム、クロム、鉛、カルシウムの４項目について実施しており、その結果は以下のとおりです。

浮遊粒子状物質中重金属

		H15.5	H16.2	H16.8	H17.2	H17.7	H17.12	H18.5	H18.12	H19.4	H19.10
カドミウム	10^{-3} μg/m^3	0.3	0.4	0.3	0.6	0.3	0.6	0.3	0.8	0.0	0.4
クロム	10^{-2} μg/m^3	0.3	0.2	1.0	0.0	1.1	1.0	0.3	0.5	0.0	1.1
鉛	10^{-2} μg/m^3	2.2	2.5	0.7	1.9	1.7	2.4	0.9	2.4	0.9	2.8
カルシウム	μg/m^3	4.1	1.8	1.2	1.7	0.0	0.0	0.1	0.0	1.6	0.2

浮遊粒子状物質中重金属の経年変化

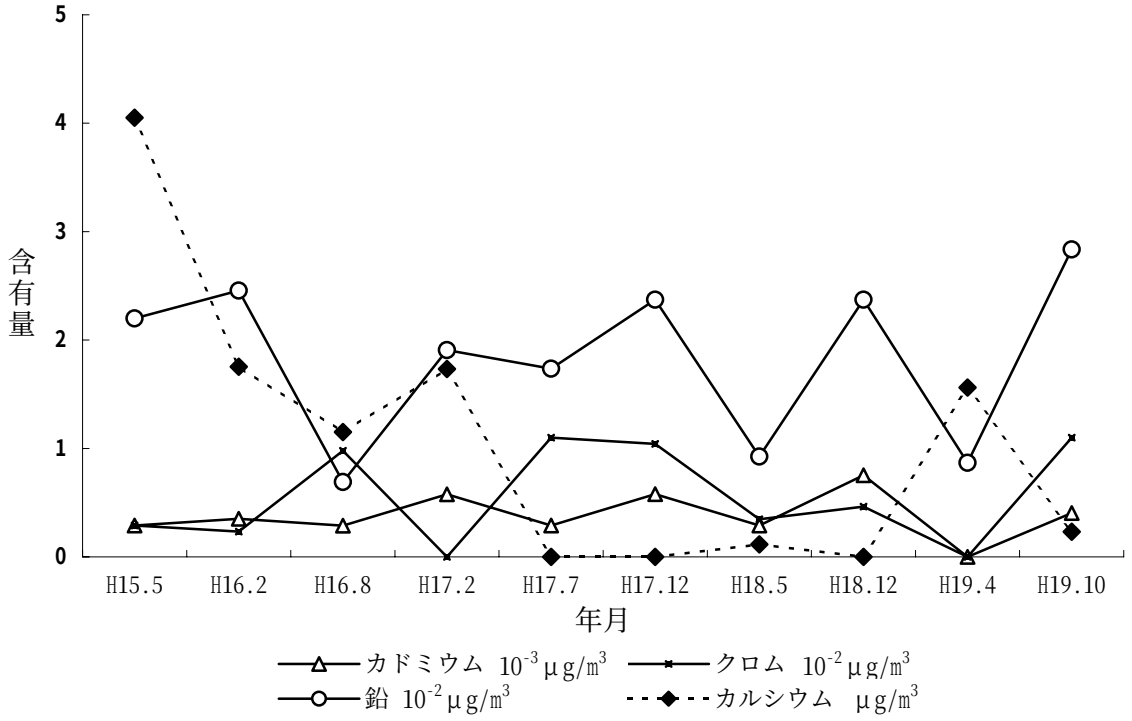

③ 光化学スモッグ

光化学スモッグは、夏季、陽射しが強く風の弱い日に発生しやすく、その影響は、人体に「目がチカチカする」、「のどが痛くなる」などといった症状を与えるほか、植物にもある種の症状を引き起こすことが知られています。

注意報等の発令基準

区　　分	発　　令　　基　　準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．１２ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．２４ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．４０ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。

平成１９年度、彦根市では光化学スモッグ注意報が２回発令されましたが、被害報告はありませんでした。

・日時：　5月　9日（水）　１５：１０～１７：００
・被害状況：なし
・日時：　7月２５日（水）　１７：１０～１８：００
・被害状況：なし

（４）騒音・振動

音には、私たちの生活・活動にともなって発生するものもあり、工場で生産・加工を行う際に発生する機械音や、工事現場の解体・補修作業にともなって発生する音、自動車・新幹線などの交通機関の走行音、飲食店やカラオケ店よりもれてくる音、隣の家から聞こえる楽器音やペットの鳴き声等様々です。

音の感受性、つまり音を騒がしいと感じるか感じないかには個人差があり、騒がしいと感じた場合に、音は「騒音」として苦情につながることもあります。また、音を発生する側と受ける側との関係によっても、同じ大きさの音が騒音として認識されるか否かが左右されることもあり、こういった理由から、騒音は一概に定義することのできない難しい問題のひとつです。更に近年では、低周波音が新たな問題となっていますが、人の耳には聞き取りにくい低い周波数の空気振動であることや、一般の音に比べ塀等による減衰および空気や地表面による吸収等も小さく、一般の騒音に比べ影響範囲が大きくなることもあり発生源の特定が難しいほか、人体への影響等もはっきりしていないのが現状です。

著しい騒音・振動を発生する施設を有する工場・事業場や特定建設作業については、騒音規制法・振動規制法によって「規制基準」が定められているほか、騒音については交通機関や地域においても、維持されることが望ましい「環境基準」が法で定められています。本市ではそれらの基準に基づいて、騒音・振動からの生活環境の保全にあたっています。

環境騒音

本市では、市の全域をメッシュで区分し、毎年度環境騒音の調査を行っています。平成１９年度は下記の１６地点で調査を実施し、任意の一日について、昼間、夜間の２時間帯ごとに集計を行いました。

平成１９年度環境騒音調査結果

(dB)

地点番号	測　定　地　点	用　途　地　域	地域類型	測定値	
				昼	夜
1	鳥居本小学校(鳥居本町)	第1種中高層住居専用地域	A	57	53
2	第一大野公園(松原町)	第1種中高層住居専用地域	A	46	39
3	古沢町	準工業地域	C	62	62
4	近江平公園（長曽根南町）	第1種低層住居地域	A	44	40
5	外馬場公園（京町二丁目）	商業地域	C	51	40
6	市立病院前（開出今町）	第1種中高層住居専用地域	A	63	53
7	西今伊庭公園（西今町）	第1種中高層住居専用地域	A	49	47
8	彦根南ニュータウン(高宮町)	第1種住居地域	B	52	47
9	行願寺（犬方町）	市街化調整区域	B	54	42
10	鹿嶋神社（葛籠町）	市街化調整区域	A	47	46
11	三津屋町民会館（三津屋町）	市街化調整区域	B	48	47
12	唐崎神社（日夏町）	市街化調整区域	B	46	46
13	稲里町民会館（稲里町）	市街化調整区域	B	47	38
14	八坂神社（海瀬町）	市街化調整区域	B	48	42
15	豊田神社（南三ツ谷町）	市街化調整区域	B	50	40
16	服部農村公園（服部町）	市街化調整区域	B	45	41

＊　　は環境基準値超過

騒音に係る環境基準

(dB)

地域類型	区　分	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	60	55
B	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	65	60
C	一般地域	60	50
	車線を有する道路に面する地域	65	60

環境騒音測定地点

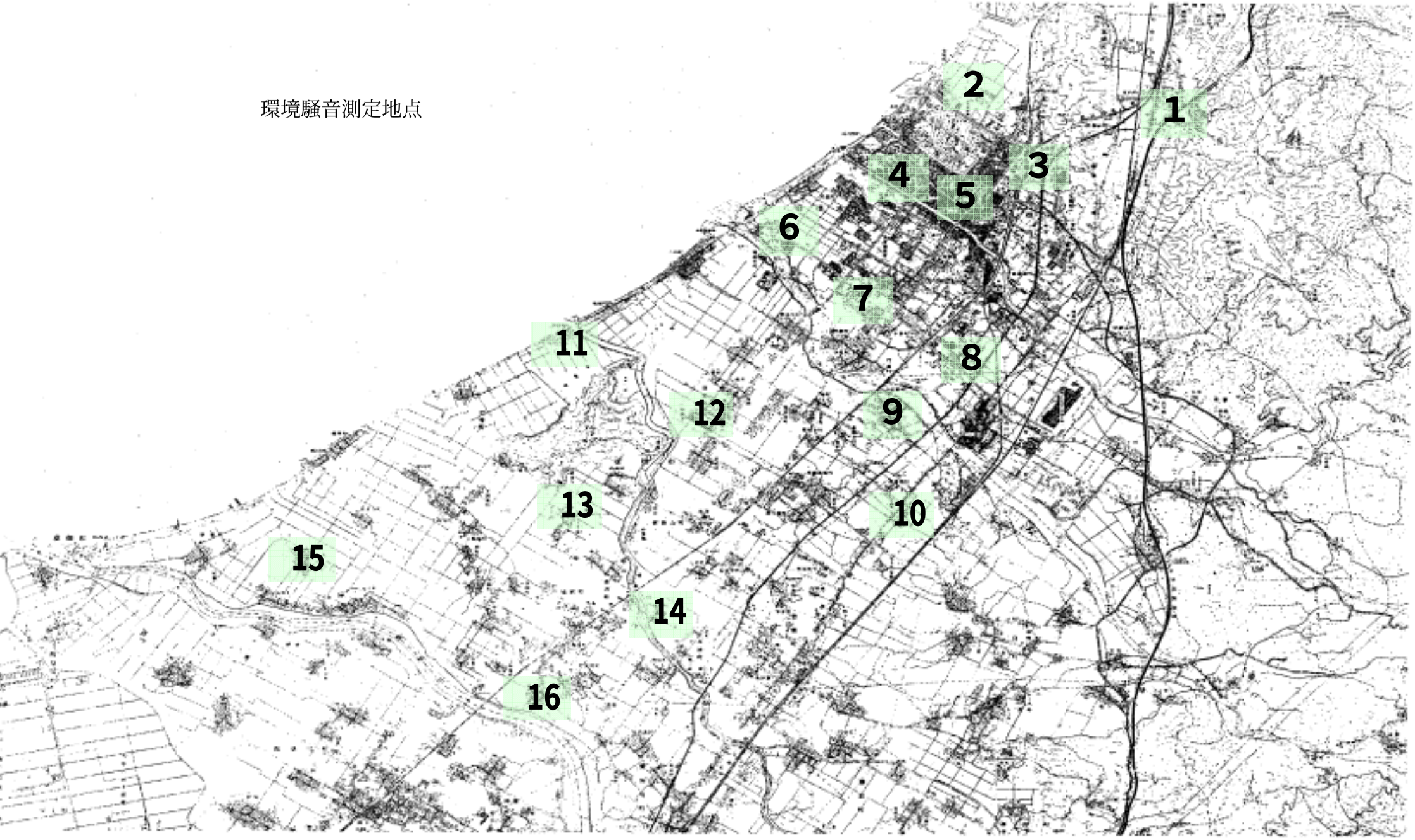

騒音にかかる規制基準

I）特定工場において発生する騒音の規制基準　(dB)

	朝 午前６時～ 午前８時	昼　間 午前８時～ 午後６時	夕 午後６時～ 午後１０時	夜　間 午後１０時～ 翌日の午前６時
第１種区域	45	50	45	40
第２種区域	50	55	50	45
第３種区域	60	65	65	55
第４種区域	65	70	70	60

1）第１種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
　第２種区域　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
　第３種区域　住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
　第４種区域　主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

2）第２種区域、第３種区域、第４種区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条に規定する保育所、医療法第１条第１項に規定する病院および第２項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館、ならびに老人福祉法第１４条第１項第２号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね５０ｍの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ５dBを減じた値とする。

騒音規制区域区分と騒音環境基準の地域類型あてはめとの関係

地域	区域区分	騒音環境基準の地域類型
住居系地域	第１種区域	A
	第２種区域	B
商業系　・ 工業系地域	第３種区域 第４種区域	C

i）Ａ類型：第１種低層住居専用地域、第２種低層住宅専用地域、第１種中高層住居専用地域
　　第２種中高層住居専用地域
　Ｂ類型：第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域
　Ｃ類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

II）特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別＼特定建設作業	区域	くい打機等を用いる作業	びょう打機等を用いる作業	さく岩機を用いる作業	空気圧縮機を用いる作業	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ等を用いる作業	ﾊﾞｯｸﾎｳ、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ、ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰを用いる作業
基　準　値	①②	８５　dB					
作業時間	①	午後７時～午前７時の時間内でないこと					
	②	午後10時～午前６時の時間内でないこと					
1日当たりの作業時間※	①	１０時間／日を超えないこと					
	②	１４時間／日を超えないこと					
作業期間	①②	連続６日を超えないこと					
作　業　日	①②	日曜日その他の休日ではないこと					

ｱ）基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値
ｲ）基準値を越えている場合、騒音の防止の方法のみならず、１日の作業時間を※欄に定める時間未満４時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。
ｳ）上表の地域の区分①、②は以下のとおりである。

①	１号区域	特定工場等の騒音に係る第１種、第２種、第３種区域の全域および第４種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺８０ｍの区域
②	２号区域	特定工場の騒音に係る指定区域のうち上記を除く区域

振動にかかる規制基準

I）特定工場において発生する振動の規制基準　　(dB)

区域＼時間		昼間	夜間
		午前８時～午後７時	午後７時～午前８時
第１種区域		60	55
第２種区域	Ⅰ	65	60
	Ⅱ	70	65

1）第１種区域　：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
　第２種区域Ⅰ：住民の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある地域
　第２種区域Ⅱ：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する区域
2）第２種区域にあって、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲５０ｍの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値から５dB減じた値とする。

II）特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別＼特定建設作業	区域	くい打機等を用いる作業	鋼球を用いて破壊する作業	舗装版破砕機を用いる作業	ﾌﾞﾚｰｶｰ
基　準　値	①②	７５　dB			
作業時間	①	午後７時～午前７時の時間内でないこと			
	②	午後10時～午前６時の時間内でないこと			
１日当たりの作業時間※	①	１０時間／日を超えないこと			
	②	１４時間／日を超えないこと			
作業期間	①②	連続６日を超えないこと			
作　業　日	①②	日曜日その他の休日ではないこと			

ｱ）基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。
ｲ）基準値を越えている場合、振動の防止の方法のみならず、１日の作業時間を※欄に定める時間未満４時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。
ｳ）上表の区域の区分は以下のとおりである。

①	１号区域	特定工場の振動に係る第１種、第２種Ⅰ区域の全域および第２種Ⅱ区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺８０ｍの区域
②	２号区域	特定工場の振動に係る指定区域のうち上記を除く区域

（５）廃棄物

一般廃棄物を大きく分類するとごみとし尿（浄化槽汚泥を含む）に分けられます。本市では清掃センターと彦根犬上広域行政組合中山投棄場においてこれらの廃棄物の処理を行っています。

平成１４年１０月１日からは、正しい分別の徹底によるごみの減量化を目的として、「燃やせるごみ」、「プラスチック類」及び「陶器類・その他」の三種類について半透明のポリ袋を導入し、さらに、平成１５年１０月１日からはプラスチックごみについて資源化を開始して、よりいっそうの廃棄物リサイクルに取り組み始めました。

また、廃棄物であっても、それが資源として活用できるものについては積極的に活用する必要があります。本市では「びん類」「缶・金属類」「ペットボトル」の３品目について分別収集を行い、再資源化を進めています。また、新聞・雑誌などの古紙については、地域の団体等によって集団回収が行われ、これに対し、市はリサイクル奨励金を交付するなど、リサイクルに対する意識の高揚を図っています。廃食油に関しては、平成１９年９月より市役所や支所などに回収ボックスを設置し、市民の皆様に自由に持ち込んでいただく方法で回収を行っています。また、回収した廃食油を精製したＢＤＦ（バイオディーゼル燃料）は、ごみ収集車へ活用しています。

一般廃棄物処理フロー

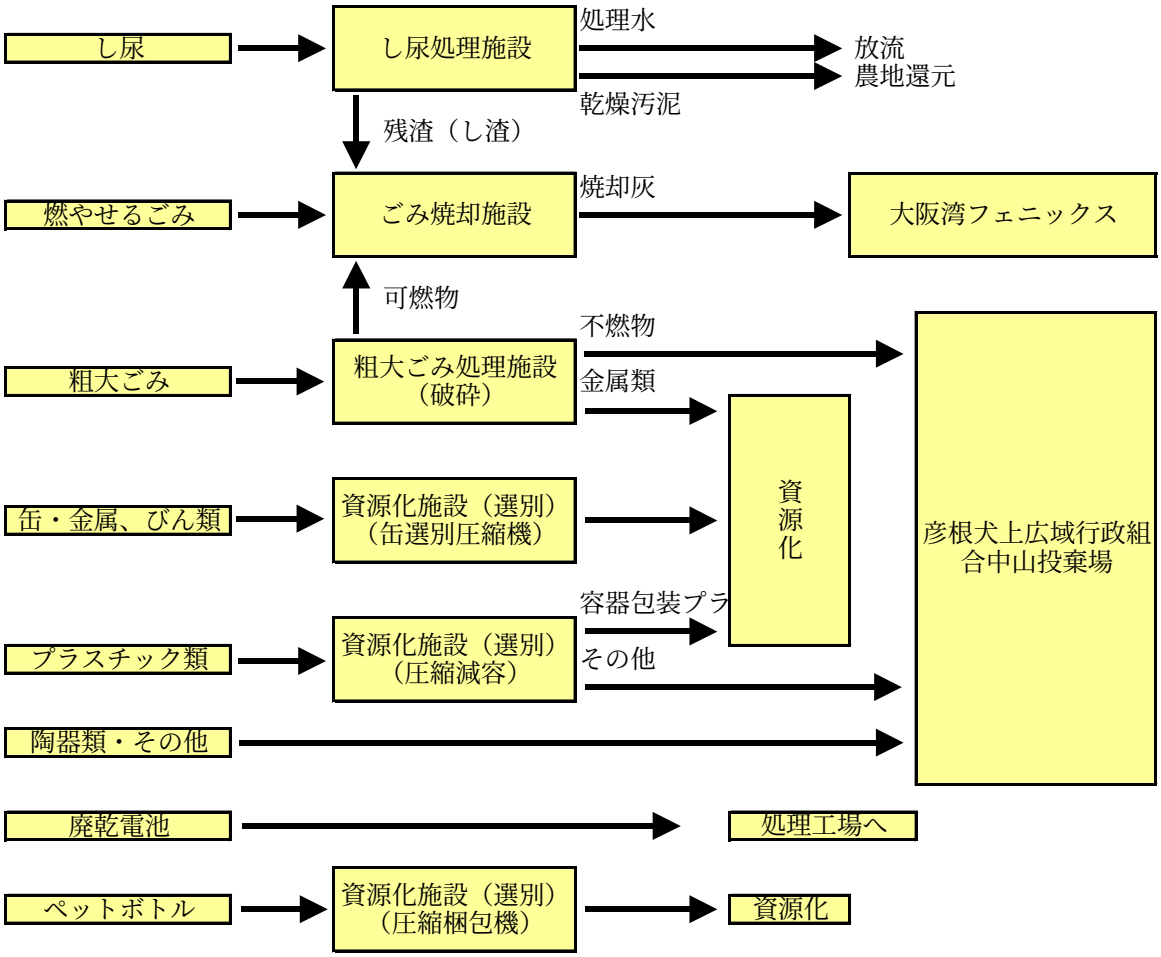

① ごみ

燃やせるごみ搬入量

年度	可燃物（ｔ）
H10	30,236
H11	30,780
H12	31,734
H13	32,997
H14	32,562
H15	32,710
H16	32,396
H17	32,804
H18	33,781
H19	33,414

燃やせるごみ組成（dry.wt%）

年度	紙・布類	木・竹・わら	厨芥類	ﾋﾞﾆｰﾙ類	不燃物類	その他
H10	60.1	9.8	10.9	10.3	5.2	3.7
H11	60.5	5.2	8.5	14.1	2.1	9.6
H12	67.7	5.3	1.9	19.5	2.4	3.2
H13	61.0	10.8	7.1	13.5	2.4	5.2
H14	66.5	9.3	5.7	11.3	1.4	5.8
H15	63.2	13.6	8.8	8.2	1.1	5.1
H16	67.1	7.5	7.9	11.0	2.0	4.5
H17	61.1	8.9	10.1	10.1	2.4	7.5
H18	63.9	4.7	16.0	8.3	3.2	3.9
H19	59.8	10.0	9.1	13.1	4.3	3.7

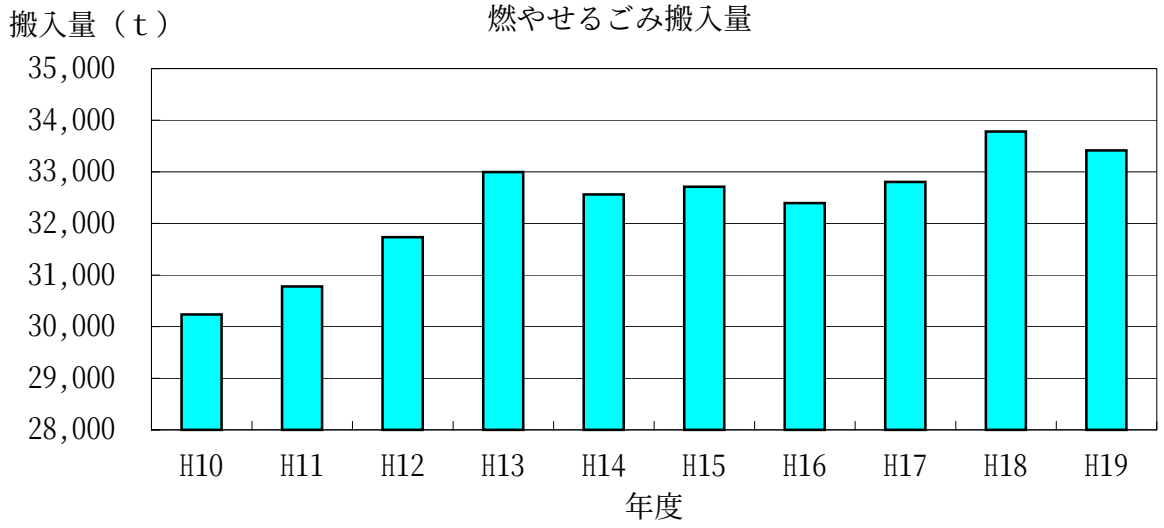

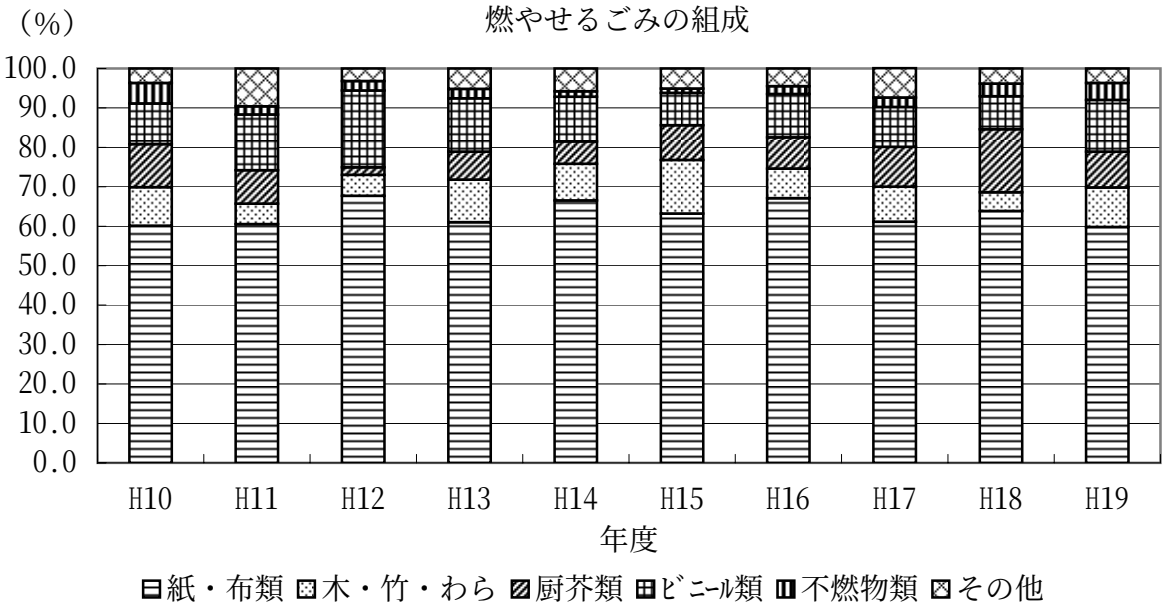

燃やせないごみ種類別搬入量（ｔ）

年度	廃プラ	粗大	陶器類他※	缶・金属	ビン
H10	2,287	3,035	937	762	1,284
H11	2,416	2,845	1,126	702	1,249
H12	2,476	4,370	1,311	735	1,270
H13	2,470	1,631	1,292	754	1,324
H14	2,573	1,900	1,271	685	1,329
H15	2,632	1,756	1,191	495	1,224
H16	2,672	1,593	1,225	441	1,178
H17	2,747	1,502	1,266	427	1,174
H18	2,766	1,420	1,368	401	1,059
H19	2,695	1,328	1,382	318	986

※ 陶器類他は市内直営収集分

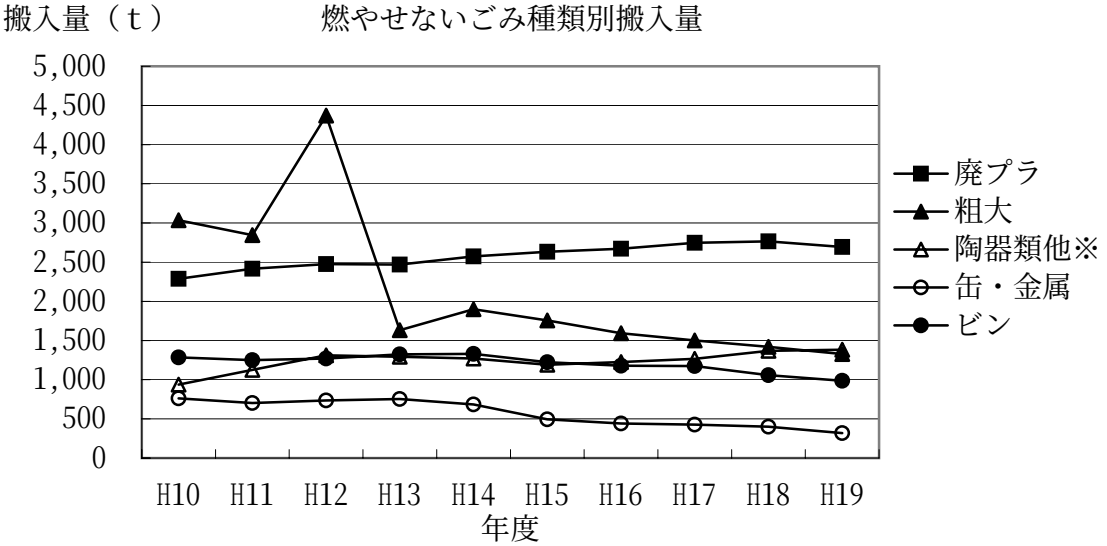

廃乾電池収集量（kg）

年度	乾電池
H10	28,247
H11	27,568
H12	29,164
H13	21,136
H14	23,957
H15	29,400
H16	27,229
H17	24,089
H18	23,275
H19	28,300

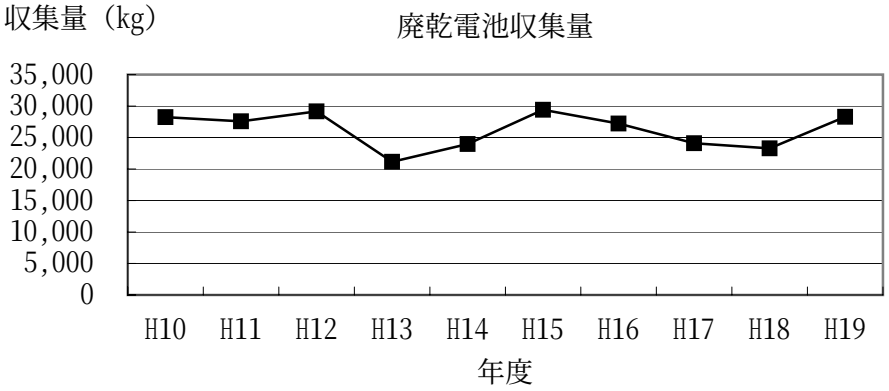

ＰＥＴボトル回収量（ｔ）

年度	ＰＥＴボトル
H12	66.8
H13	68.1
H14	76.5
H15	143.2
H16	216.4
H17	229.9
H18	229.1
H19	233.6

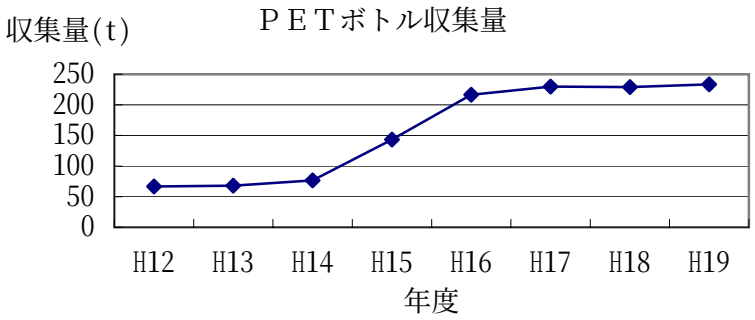

② し尿等

生し尿・浄化槽汚泥搬入量（kl）

年度	生し尿	浄化槽汚泥			合計
		単独	合併	浄化槽計	
H10	28,117	11,032	15,685	26,717	54,834
H11	26,629	8,679	19,983	28,662	55,291
H12	24,720	9,856	16,541	26,397	51,117
H13	23,637	11,504	16,954	28,458	52,095
H14	21,190	8,482	19,762	28,244	49,434
H15	20,332	8,045	18,183	26,228	46,560
H16	18,546	7,586	16,915	24,501	43,047
H17	16,551	7,977	15,513	23,490	40,041
H18	15,142	7,340	15,148	22,488	37,630
H19	13,868	7,083	14,146	21,229	35,097

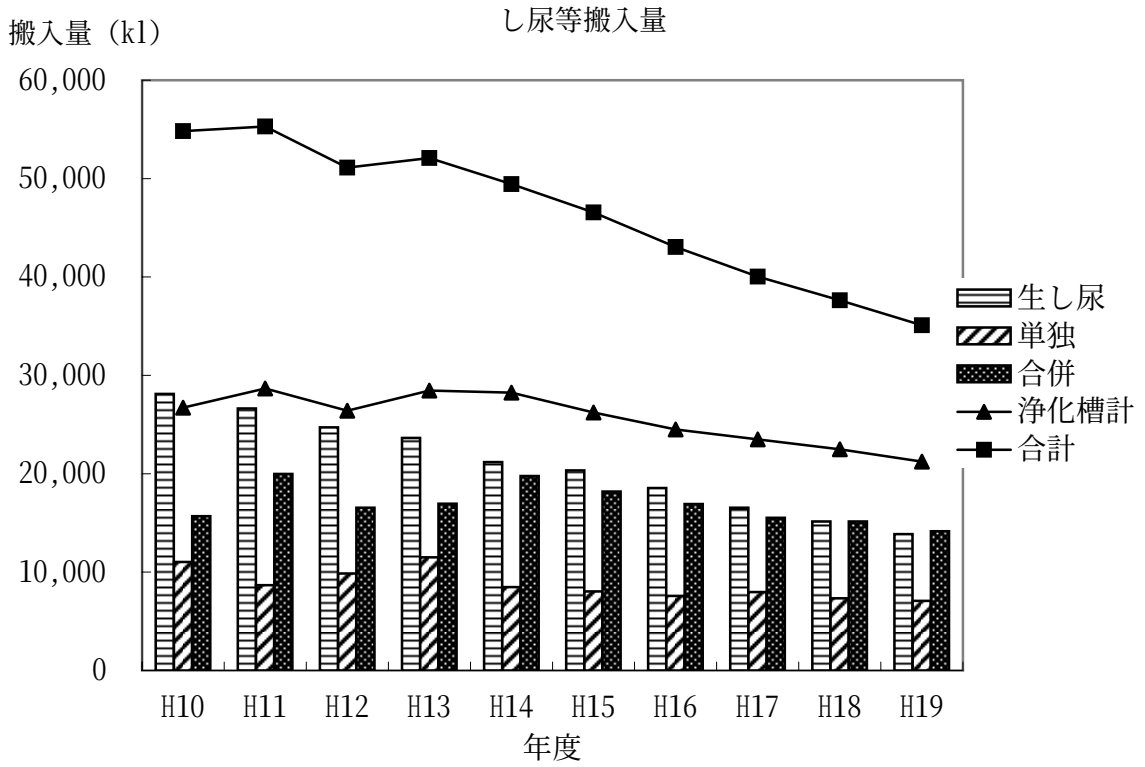

年度	残渣（ｔ）		放流水
	し渣	乾燥汚泥	（m^3）
H10	152.00	546.78	347,354
H11	124.78	541.98	350,467
H12	99.00	597.26	351,769
H13	94.94	641.16	344,200
H14	84.00	610.04	321,315
H15	81.66	526.24	344,899
H16	72.96	495.18	345,116
H17	71.10	462.30	387,273
H18	64.40	420.00	333,171
H19	62.74	383.44	302,777

し　　渣：し尿処理施設の前処理機（スクリーン）にかかったごみ
プレス後の水分約６０％
本市の場合、焼却場へ搬入している

乾燥汚泥：生物処理の余剰汚泥および脱りん工程での凝集汚泥を脱水乾燥したもの
水分約２０％以下
全量、肥料として農地還元している

③ 古紙等集団回収

古紙等集団回収量

(t)

年度	段ボール	新聞	雑誌	繊維類	合計
H10	378	1,540	1,038	217	3,173
H11	366	1,254	898	199	2,717
H12	358	1,176	1,005	210	2,749
H13	362	1,389	757	31	2,539
H14	348	1,244	732	4	2,328
H15	382	1,349	750	7	2,487
H16	361	1,402	689	6	2,458
H17	400	1,774	765	10	2,949
H18	453	1,817	751	16	3,037
H19	520	1,928	812	31	3,291

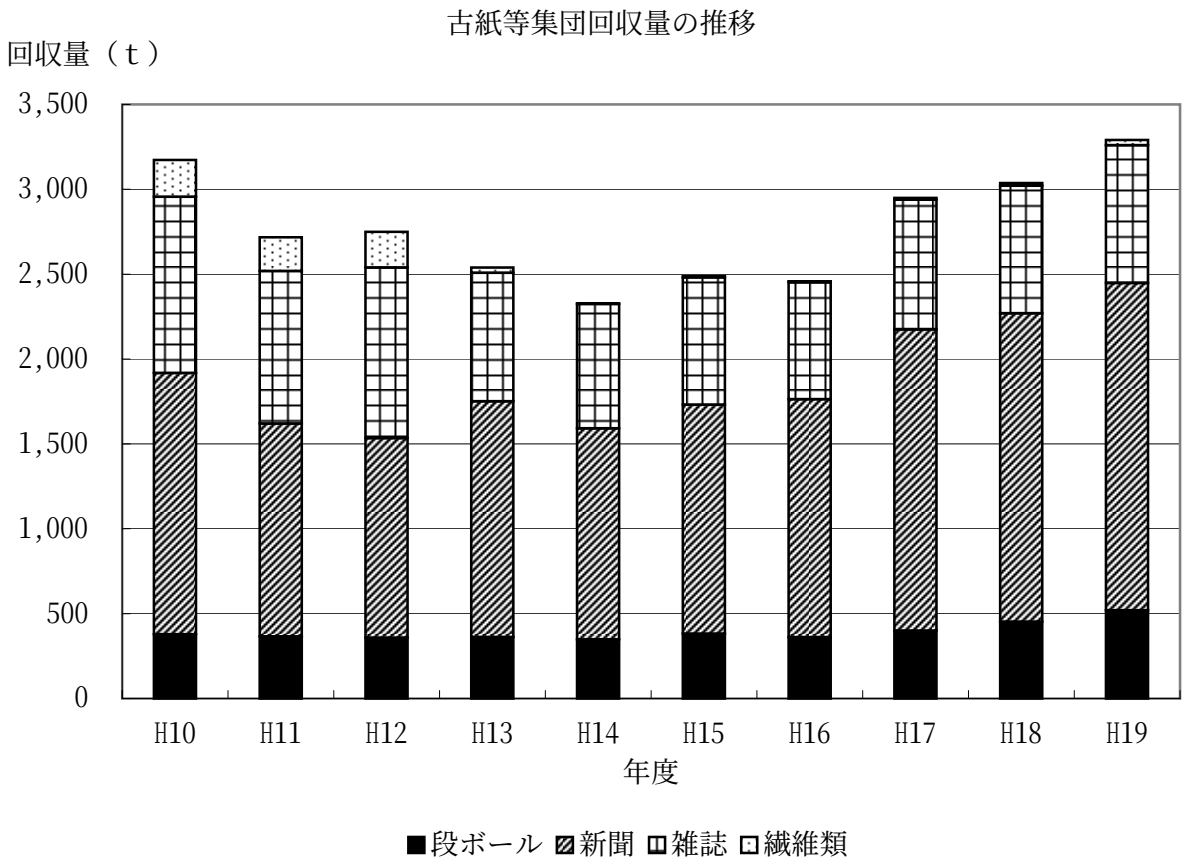

④ ポイ捨て禁止条例

彦根市では、ごみの散乱および犬のふん害から市民の快適な生活を守り、良好な環境を保全することを目的として、平成１４年１０月１日より「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」を施行しています。

主な内容

屋外に出たごみを持ち帰って、適正に処分しなければなりません。

犬を飼う人は、ふん害を防止し、生活環境が損なわれないように努めなければなりません。また、犬を連れて歩く時は、ふんを回収する用具を携帯し、犬がふんをしたときは、回収しなければなりません。

自動販売機設置者は、自動販売機に回収容器を設置し、適正に管理するとともにその周辺を清掃しなければなりません。

事業活動により生じたごみは事業者が清掃をしなければなりません。

外で喫煙する時は、吸殻入れのある場所で喫煙するか、携帯用吸殻入れを持ち、たばこの吸殻の散乱防止に努めなければなりません。

イベントを行う人は、ごみの発生を抑制する企画に努めなければなりません。また、開催場所および周辺の清掃をしなければなりません。

宣伝物、印刷物を配布した人は、配布した場所およびその周辺に散乱している配布物を回収しなければなりません。

ごみのポイ捨てや犬のふんを放置すると

まず　①必要な措置をするよう**指導**します。
次に指導に従わなければ　②期限を定めた**勧告**を行います。
その勧告に従わなければ　③その勧告に従うよう**命令**します。
その命令に従わなければ　④**２万円以下の罰金**に処します。

（６）生活排水対策

生活排水は、トイレ、台所、洗濯、風呂などから出される生活に起因する排水のことをいい、公共水域の汚濁原因の一つとしてあげられます。

この生活排水の対策を推進するためには、公共下水道をはじめとした生活排水処理施設の整備はもとより、各家庭から出される汚濁物質を削減するための環境保全意識の啓発活動などを総合的に推進していく必要があります。

彦根市では、公共下水道を主体とした整備を進める一方、合併処理浄化槽の設置による対策を実施しています。なお、農業振興地域の７地区は、農業集落排水施設事業が完了しています。生活排水対策は、平成１３年３月に改訂しました「彦根市生活排水対策推進計画」により基本方針や目標を設定し推進しているほか、市内を流下する主な河川については「彦根市環境基本計画および地域行動計画」において市独自の水質目標値を定めています。

① 公共下水道

琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道として平成３年に供用を開始し、順次整備を進めています。平成２０年４月１日現在では７２．２％の人口普及率となりました。

公共下水道の推移

年　度	下水道処理施設への総流入量（㎥／年）	本市から下水道処理施設への流入量（㎥／年）	下水道人口普及率（％）	処理区域内人口（人）	処理区域内世帯数（世帯）
Ｈ１１	11,731,710	4,202,043	37.1	39,612	14,532
Ｈ１２	13,928,263	4,677,112	40.4	43,444	16,033
Ｈ１３	16,196,992	5,159,399	43.7	47,395	17,864
Ｈ１４	18,473,307	5,494,992	48.2	52,362	19,529
Ｈ１５	21,580,520	6,395,654	53.6	58,350	21,534
Ｈ１６	24,045,134	6,954,878	59.7	65,104	23,788
Ｈ１７	25,383,407	7,168,554	63.4	69,619	25,293
Ｈ１８	26,877,639	7,559,160	66.6	73,413	26,557
Ｈ１９	29,025,346	8,414,020	70.4	78,120	28,151
Ｈ２０	－	－	72.2	80,390	28,936

・人口普及率、人口、世帯数は４月１日現在

・下水道普及率＝ $\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$ ×１００

② 農業集落排水

平成５年から供用を開始した新海地区をはじめ、７地区１３集落に農業集落排水施設が整備されています。

農業集落排水施設の整備状況

処　理　区 (供用開始年月)	処理区内人口（人）	使用人数（人）	供用率（%）
新　　海(H5.4)	732	720	98.36
南三ツ谷(H6.6)	723	700	96.82
本　　庄(H7.4)	1,245	1,189	95.50
服　　部(H7.4)	685	656	95.77
両　　浜(H7.4)	723	719	99.45
下 石 寺(H8.8)	392	375	95.66
稲　　里(H9.4)	693	658	94.95
合計（7 処理区)	5,193	5,017	96.61

（平成 20 年 3 月 31 日現在）

③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、トイレからの排水だけを処理する従来の単独処理浄化槽とは異なり、生活排水を併せて処理する浄化槽で、公共水域への汚濁負荷が少なく、適正な維持管理により高い生活排水処理能力を有することや設置整備費用も比較的安価で短期間で使用開始できるなど生活排水対策として高く評価できます。

彦根市では、下水道などの面的整備が困難な区域あるいは整備までに時間を要する区域においては、合併処理浄化槽により対策を進めており、昭和６２年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を導入し、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進しています。

浄化槽の設置状況

年　　度	単独処理浄化槽（基）	合併処理浄化槽（基）	
			うち補助（基）
Ｈ１１	38	342	153
Ｈ１２	0	283	172
Ｈ１３	0	250	132
Ｈ１４	0	226	128
Ｈ１５	0	253	115
Ｈ１６	0	180	91
Ｈ１７	0	170	70
Ｈ１８	0	179	37
Ｈ１９	0	143	33

※平成１３年からは、単独処理浄化槽の構造基準が廃止され、設置が認められていません。

（７）自然環境

①　彦根市で大切にすべき野生生物

－レッドデータブックひこね－

彦根市では、平成 11 年 3 月に「彦根市環境基本条例」を制定し、環境基本計画を策定するにあたり、「彦根市の自然環境調査」の実施を始めました。本調査は、調査対象ごとに専門の指導員と一般市民の調査員とで植物、昆虫、淡水魚類、哺乳類、鳥類について調査しましたが、環境基本計画策定後も平成 16 年度まで引き続き調査を実施しました。平成 17 年 3 月には調査結果を「彦根市で大切にすべき野生生物」としてまとめ、平成 17 年 10 月に「彦根市で大切にすべき野生生物【概要版】」をカラー発行しました。

両資料は、市役所生活環境課窓口にて配布しております。

②彦根市保存樹木等

本市では、「彦根市都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する条例施行細則」第２条の規定に基づき、彦根市の健全な環境の維持および向上に寄与することを目的として、１０樹木および樹林３ヶ所を、それぞれ「保存樹」、「保存樹林」として指定しています。これらは、我々が生活する中において、心にやすらぎを与え、美観をかもしだしている貴重な存在です。

彦根市保存樹木等リスト

番号	指　定 年月日	所在地	名　称	保存樹			保存樹林	
				樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)	主要な樹種	土地面積 (m^2)
①	H7.6.5	古沢町 1130	井伊神社	ｼﾀﾞﾚｻﾞｸﾗ	167	6	―	―
②	H18.6.15	松原町	春日神社	ﾌｼﾞ	100	3	―	―
③	H18.6.15	後三条町 59	長久寺	ｳﾒ	410	5	―	―
④	S63.6.5	地蔵町 1	春日神社	―	―	―	ｼｲ、ｱﾗｶｼ、ｽｷﾞ	1,395
⑤	S63.10.25	岡町 128	新神社	ﾀﾌﾞ	335	21	―	―
⑥	S63.6.5	野田山町 291	金毘羅宮 （三本杉）	ｽｷﾞ	512 510 414	38 40 24	―	―
⑦	H7.6.5	八坂町 1420	善敬寺	ｸﾛﾏﾂ	218	7	―	―
⑧	S63.10.25	甘呂町 880	甘呂神社	―	―	―	ｹﾔｷ、ｸｽﾉｷ、 ｽｷﾞ	39,943
⑨	S63.6.5	広野町 69	春日神社	ｹﾔｷ	489	28	―	―
⑩	H18.6.15	清崎町	荒神山神社	ﾀﾞﾏﾉｷ	435	10	―	―
⑪	S63.6.5	南川瀬町 1196	法蔵寺	ｲﾁｮｳ	408	20	―	―
⑫	S63.6.5	上稲葉町 108	稲倉神社	―	―	―	ｹﾔｷ、ｸﾛｶﾞﾈﾓﾁ	1,314
⑬	H18.6.15	薩摩町 1453	善照寺	ﾏﾂ	205	12	―	―

彦根の指定保存樹木マップ

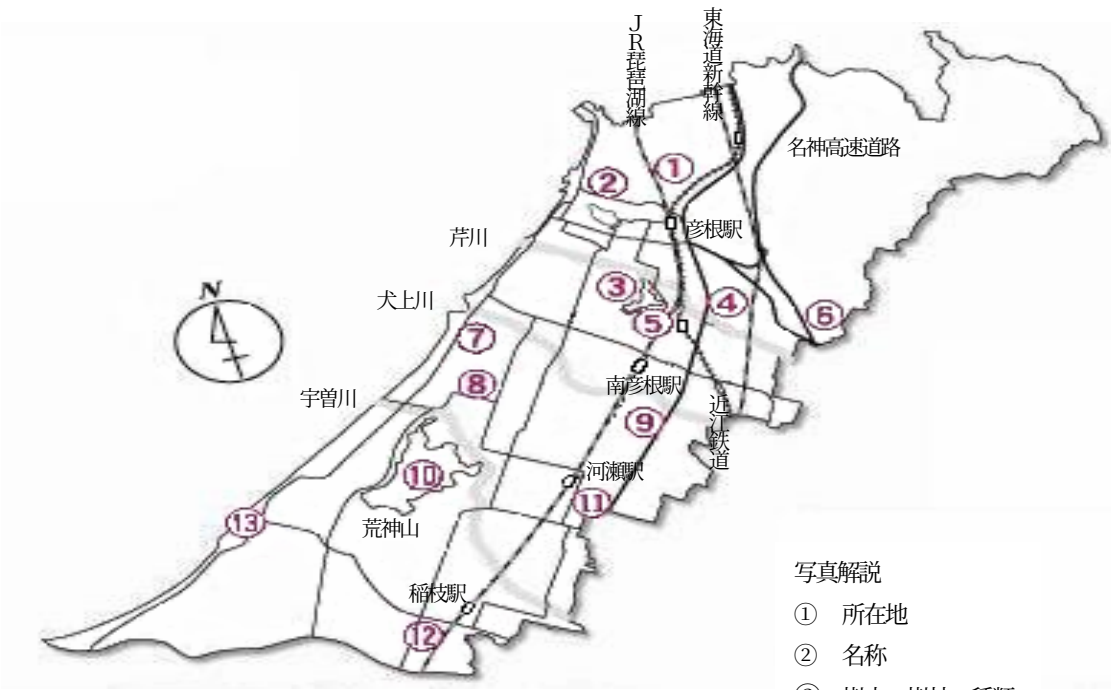

写真解説

① 所在地

② 名称

③ 樹木、樹林の種類

④

① 地蔵町
② 春日神社
③ シイ、アラカシ、スギ

③

① 後三条町
② 長久寺
③ ウメ

②

① 松原町
② 春日神社
③ フジ

①

① 古沢町
② 井伊神社
③ シダレザクラ

⑨

① 広野町
② 春日神社
③ ケヤキ

⑧

① 甘呂町
② 甘呂神社
③ ケヤキ、クスノキ、スギ

⑦

① 八坂町
② 善敬寺
③ クロマツ

⑥

① 野田山町
② 金毘羅宮
③ スギ

⑤

① 岡町
② 新神社
③ タブ

⑬

① 薩摩町
② 善照寺
③ マツ

⑫

① 上稲葉町
② 稲倉神社
③ ケヤキ、クロガネモチ

⑪

① 南川瀬町
② 法蔵寺
③ イチョウ

⑩

① 清崎町
② 荒神山神社
③ ダマノキ

4　公害防止対策

（１）公害苦情の状況

公害苦情件数

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
大気汚染	46	30	33	11	12	30	19
水質汚濁	26	17	20	5	7	8	5
騒音	12	5	8	9	5	8	4
振動	0	3	1	0	0	0	2
悪臭	11	18	10	7	5	3	8
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
典型７公害以外	32	18	6	2	2	11	13
計	127	91	78	34	31	60	51

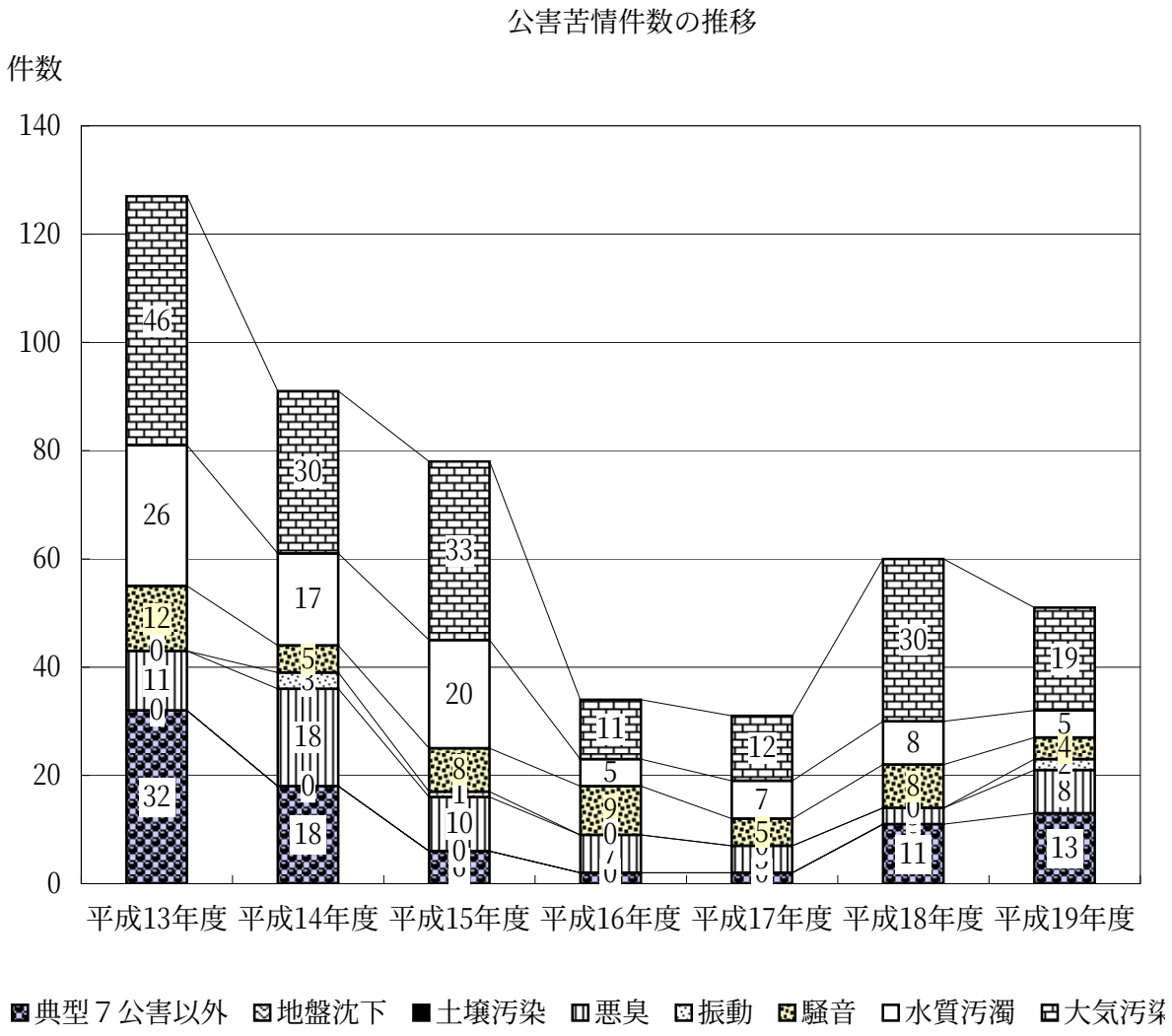

（２）公害関係届出状況

工場や事業場は、著しい騒音や振動を発生するものとして政令で定められた「特定施設」を設置しようとするときには、事前に届け出を行うことが義務づけられています。

騒音関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	31	255
2	空気圧縮機等	123	1,160
3	土石用破砕機等	6	19
4	織機	8	231
5	建設用資材製造機械	7	7
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	6	26
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	6	50
10	合成樹脂用射出成型機	12	158
11	鋳型造型機	10	21
合　　計		209	1,927

（平成20年3月31日現在）

振動関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	32	472
2	圧縮機	101	578
3	土石用破砕機等	6	21
4	織機	8	213
5	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ等	0	0
6	木工加工機械	1	1
7	印刷機械	6	45
8	ゴム等練用ロール機	1	43
9	合成樹脂用射出成型機	12	161
10	鋳型造型機	9	20
合　　計		176	1,554

（平成20年3月31日現在）

（３）環境保全および公害防止に関する協定

本市では、公害防止の一手段として、地域に応じた公害防止の目標値や具体的な公害対策等を内容に掲げた公害防止協定を下記工場との間で締結しています。

公害防止協定締結工場一覧

（平成２０年３月３１日現在）

Ｎｏ	締　結　工　場　名	住　所	締結年月日	見直し日
1	(株）ナイキ彦根工場	彦根市彦富町７７３	S45.11.24	S59.12.18
2	沢村バルブ工業（株）川瀬工場	彦根市川瀬馬場町１２６２	S47．3．8	
3	（株）ブリヂストン彦根工場	彦根市高宮町２１１	S47．4.28	S52.11.30
4	（株）ピラミッド彦根工場	彦根市西葛篭町２３３	S47．5．1	
5	松下電工（株）彦根工場	彦根市岡町３３	S47．5.13	H14．3.14
6	新日本コア（株）彦根工場	彦根市鳥居本町１９９０	S47．6．9	S53．7.12
7	（株）大和バルブ彦根工場	彦根市西葛篭町４０８	S47．6．9	S49．7.24
8	大丸工業（株）彦根工場	彦根市西葛篭町４２２	S47．6．9	S49．7.24
9	マルホ（株）彦根工場	彦根市高宮町２７６３	S47．6.27	H15.5.2
10	新神戸電機（株）彦根工場	彦根市川瀬馬場町８００	S47．7．3	H16.1.22
11	大日本スクリーン製造（株）彦根地区事業所	彦根市高宮町４８０－１	S47.10.14	H 4.4.6
12	昭和電工（株）　彦根事業所	彦根市清崎町６０	S48．5.25	H19.2.1
13	昭和アルミニウム缶（株）彦根工場	彦根市楡町３７０	S48．5.25	H19.2.1
14	キリンビール（株）彦根工場	犬上郡多賀町敏満寺１６００	S49．2.20	
15	三笠コカコーラボトリング（株）滋賀工場	愛知郡愛知川町愛知川３４８	S50．7.25	
16	清水工業（株）	彦根市楡町２５０	S51.10.28	H15.5.7
17	ダイニック（株）滋賀工場	犬上郡多賀町多賀２７０	S52．5．2	
18	大東電材（株）彦根工場	彦根市野口町１	S53.12．9	H13.11.6
19	角田鉄工（株）	彦根市日夏町２７８９	S55.12.25	
20	呉羽テック（株）河瀬工場	彦根市楡町２８０	S57．4.23	
21	タカタ（株）彦根製造所	彦根市彦富町１５４２	S59.12.18	
22	（有）杉本商事	彦根市南川瀬町７７１	S63．7．7	
23	伊奈精機（株）	彦根市服部町８４０	S63．9.17	
24	（株）三水	彦根市高宮町２２	S63.12.27	
25	（有）中野鉄工	彦根市高宮町２７５４	H 1．2．6	
26	東海漬物（株）	彦根市蓮台寺町３２	H 4．7.24	
27	佐伯金属（株）	彦根市金沢町１２３	H 4.10.27	H 5.11.17
28	（株）アルカット	彦根市高宮町２８１０	H 5．2.10	
29	（株）ヤマト精工	彦根市高宮町２７５７－１	H 6．4.25	
30	オリエンタル化工機（株）	彦根市高宮町３０２３	H 6．5.19	
31	滋賀松下電工（株）	彦根市野瀬町２６９	H 7．6.22	
32	彦根犬上広域行政組合	彦根市中山町３８１－１	H 8.11.18	H18．3．21
33	夏原工業（株）	彦根市高宮町２６８８	H 9．6.30	
34	フジテック（株）滋賀製作所	彦根市宮田町５９１－１	H11．6.23	H15．5．28
35	タカタサービス㈱	彦根市金沢町１－７	H13．8.23	
36	㈱石川製作所	彦根市高宮町２６３０－１	H14.5.29	
37	日の出㈱	彦根市金剛寺町６０	H14.11.29	

5　環境保全に向けた取り組み

（1）環境基本条例

彦根市は、豊かな自然と長い歴史に刻まれた文化を礎に、恵まれた環境の中で湖東地方の中心都市として発展してきました。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展により、産業や生活の様式が変化し、利便性が高まる一方で、資源やエネルギーの大量消費、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大などの環境問題が生じてきました。さらに、地球温暖化現象や生物多様性の危機など、地球規模の環境問題も指摘されるようになってきています。

国においては、平成５年に「環境基本法」を、県においても平成８年に「滋賀県環境基本条例」を制定されるなど、国をあげて環境問題に取り組む枠組みが整備されてきました。

こうした中で、本市においても環境保全に関する理念や基本方針を明らかにし、市民のすべてが共通の認識をもちながら対処していくことが大変重要となってきました。こうした認識に立って、地域の社会的自然的条件に応じた取り組みを総合的計画的に推進することと併せ、良好な環境の保全と創出を基本に、地球環境をも視野に入れた施策を積極的に推進していくため、平成１１年３月に彦根市環境基本条例を制定しました。

彦根市環境基本条例の全体構成図

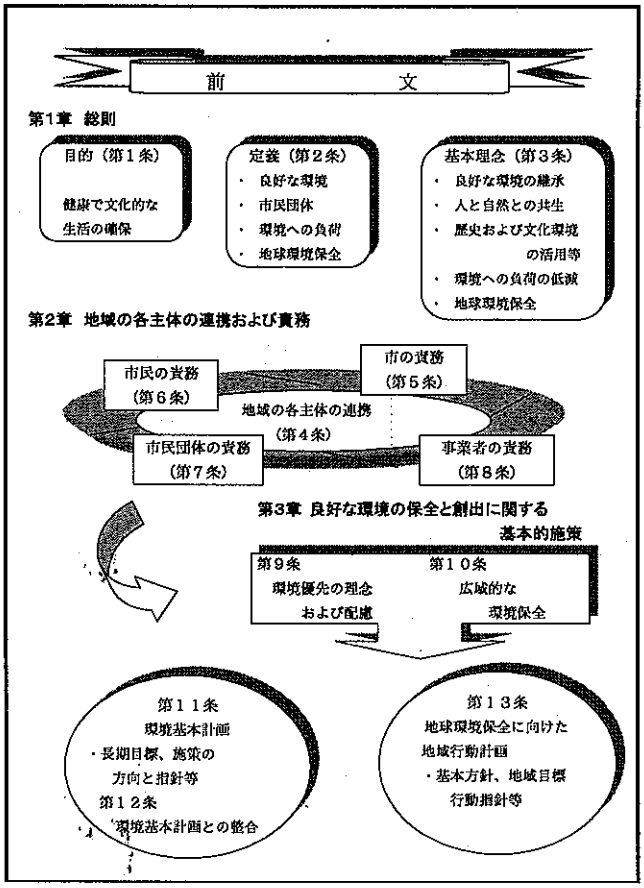

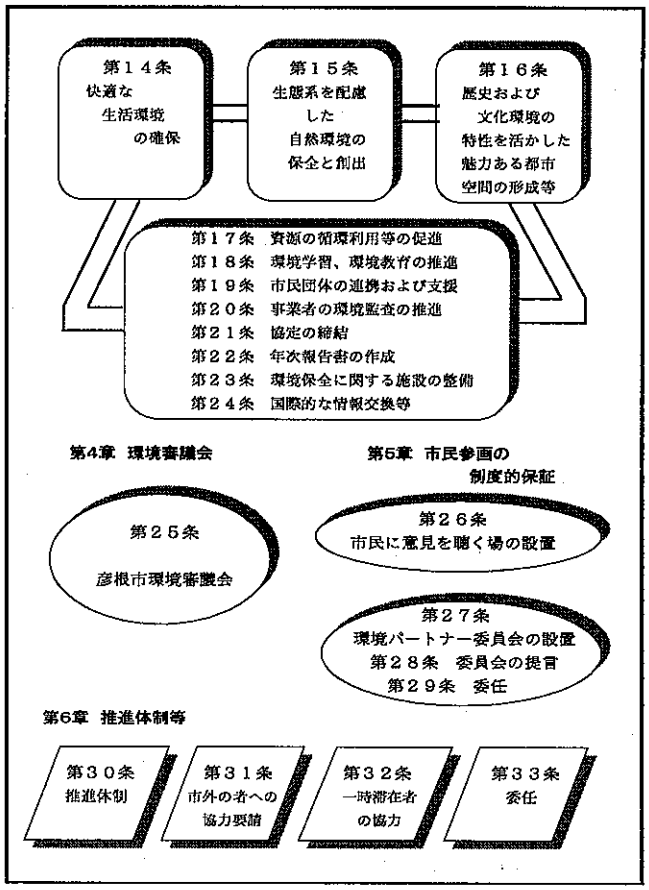

（２）環境基本計画および地域行動計画

彦根市環境基本条例に基づき、平成１３年３月に「自然と歴史をいかし　恵みゆたかな環境をはぐくむまち　彦根」を環境像（長期目標）と定めた「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定しました。環境基本計画は、良好な環境の保全と創出に関する長期的な目標や施策の方向と指針を設定し、今後の環境施策を推進していく上での具体的な道筋を明らかにしています。また、地域行動計画は、地球環境保全にも目を向けて地域の目標を設定し、市民・市民団体・事業者・行政の行動指針を整理し体系化しています。

計画は、５つの基本方向と２５の個別目標に整理し、その個別目標ごとに環境指標とその目標数値を掲げています。その中で、特に日々の生活や事業活動の中で、いつも念頭に置いておきたいものとして、代表指標の設定を行っています。これらの指標にかかる目標については、平成２２年度を最終目標年とし、平成１７年度を中間目標年と定め取組を推進してきましたが、これまでの達成状況や社会状況、施策の変化等を踏まえ、彦根市環境審議会での審議の結果、平成１８年度からは、いくつかの環境指標および目標数値を改正した他、代表指標に「二酸化炭素削減率」を加えました。

また、本市では、計画策定後の平成１３年度より、計画に基づいて実施する施策について適正に実施されているかどうか、あるいは、目標にどの程度到達しているかなどの評価検討を行うための環境パートナー委員会を設置しています。委員会では年度ごとに評価をまとめた報告書（『環境計画の進展』（Ｘ年度彦根市環境基本計画および地域行動計画の年次評価報告書））が発行されており、市はその提言を受けて、彦根市環境審議会に報告しています。

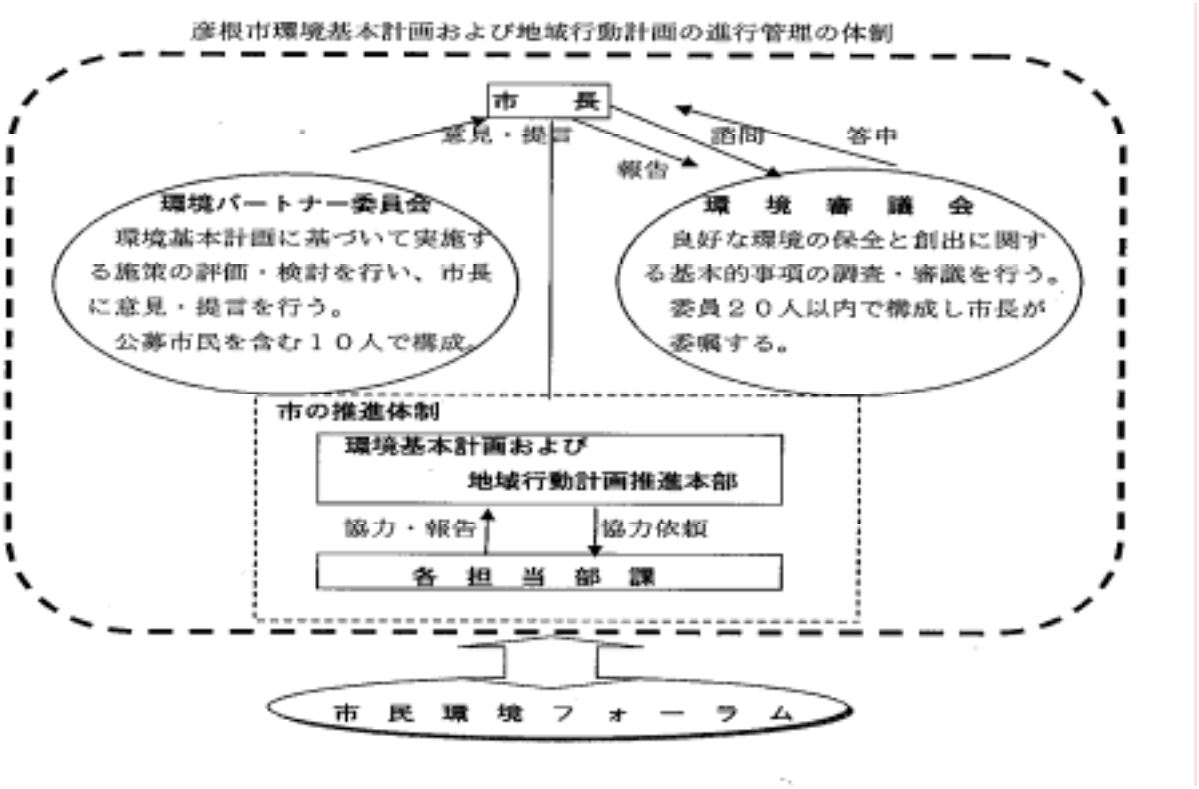

（３）市民団体の活動

環境保全に関する市民団体の自主的活動は、環境基本条例においても重要な位置付けにあります。ここでは、いくつかの市民団体活動の取り組みを紹介します。

①快適環境づくりをすすめる会

快適環境づくりをすすめる会（以下「すすめる会」）は昭和５９年7月１９日、環境問題に取り組む市内の団体と市の関係課が一堂に会し、環境問題を総合的にとらえ行動する団体として結成されました。

すすめる会の活動は、自然観察会をはじめ、ネイチャーアドベンチャーの開催や自然観察ガイドブックの刊行など、多彩な環境啓発事業を展開しています。

また、すすめる会は、各種団体や個人の環境に関心をもつ様々な参加者によって積極的な活動が行われています。

平成１９年度快適環境づくりをすすめる会行事

活動日時	活動内容	活動場所	人数
５月１７日	びわ湖会議定例総会	県庁	１
５月２７日	彦根城樹木ウォッチング（春）	彦根城	４０
６月　９日	ホタルの観察会	晒庵・芹川	３０
７月２５日	標本づくり体験教室	雨壺山	４３
８月　２日	川の生き物観察会	犬上川南青柳橋付近	５３
８月２６日	彦根城樹木ウォッチング（秋）	彦根城	２８
９月２３日	タカのわたり	佐和山	１８
１０月１４日	キノコの観察会	雨壺山	２１
２月　３日	水鳥の観察会	犬上川河口	１９

②彦根市環境保全指導員

彦根市環境保全指導員は、平成４年に彦根市が策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水に関する啓発を地域において推進する指導者として市が認定した方々です。

現在５０名余りの方に認定証を交付しており、地域や市域における環境啓発行事などで活躍いただいています。

③リサイクルステーション運営委員会

リサイクルステーション運営委員会は、平成１２年５月、リサイクルに関心をもつ市内のボランティアの方々を中心に結成されました。銀座商店街にあるリサイクルステーションは廃棄物の減量とリサイクルに関する実践・啓発に取り組んでおり、事務所には不用品を希望者に提供するバザーコーナーや廃ガラスを利用したガラス工芸体験コーナーなどを設けているほか、新聞・雑誌・古着等の資源回収、廃食油の回収や生ごみの堆肥化にも取り組んでいます。

また、家庭に眠る不用品や手作り品等を必要とする人に再利用してもらうことを目的として、月１回の割合で環境フリーマーケットを開催しており、毎回多くの出店者・来場者でにぎわっています。

【リサイクルステーション】

所在地：彦根市銀座町４－１９

開店時間：１０時～１６時（月から水曜）

④彦根市環境推進市民会議

彦根市環境推進市民会議は、平成１３年７月「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を市民にＰＲしながら計画の推進を図ることを目的に設立された市民団体で、地球温暖化防止に係る事業を行っています。

（４）環境行政施策の新たな展開

良好な環境の保全と創出に向けた事業は、平成１３年３月に策定した彦根市環境基本計画および地域行動計画の中で体系的に整理され、計画的に実施されています。これらの事業や施策の成果と実施状況は以下のとおりです。

○　エコフォスター活動

本活動は、公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的としています。

美化清掃活動を行おうとする団体は、県または市町と合意書を交わし、その合意書に基づいて定期的、継続的に一定の場所の美化清掃を行います。県または市町は、その団体の活動に対し、活動経費の支援を行うとともに、活動内容を示すエコフォスターサインを設置しています。

淡海エコフォスター活動団体一覧　（県登録）

エコフォスター名	実施場所
日本マクドナルド彦根エリア	彦根停車場線ほか道路
緑とやすらぎのある新海浜を守る会	湖岸（新海浜）
昭和電工㈱彦根事業所	三津彦根線ほか道路
ＮＰＯ法人芹川	芹川
大日本スクリーン製造㈱彦根地区事業所	多賀高宮線
湖東地域振興局地域健康福祉部	三津彦根線
港湾通りを美しくする会（湖東地域振興局）	彦根港彦根停車場線
伊奈精機㈱	大津能登川長浜線
八坂美岸愛好会（滋賀県水産試験場）	琵琶湖岸（八坂町）
ボランティアグループ久留美	上新海上稲葉線、愛知川ほか
社会福祉法人近江ふるさと会	琵琶湖岸（石寺町）
彦根ボランティアガイド協会	彦根城線
㈱杉本商事・(有)杉本紙業	敏満寺野口線
㈱棚橋食品	彦根環状線
彦根夢京橋商店街振興組合	彦根近江八幡線
江面川に親しむ会	江面川
㈱高木造園	大津能登川長浜線
彦根道路㈱	三津彦根線
㈱橋本建設	三津屋野口線
㈱堤建設	大堀多賀線
㈱森音	彦根環状線
㈱コーエイ建設	彦根近江八幡線
那須緑地㈱グリーンクラブ	大津能登川長浜線
谷庄建設㈱	彦根城線
山甚建設㈱	彦根八日市甲西線
(有)北葉	琵琶湖岸（三津屋町）
(有)北川	琵琶湖岸（須越町）
真の家庭運動推進滋賀協議会「サラン彦根」	湖岸、ﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸ、さざなみ街道
(有)玉川建設	彦根近江八幡線
㈱金沢工務店	高宮北落線
中善建材工業㈱	八坂高宮線
㈱正昇工業	高宮北落線
高宮スポーツ少年団	多賀高宮線
森秀電設㈱	敏満寺野口線
青年環境ＮＰＯ「ＬＥＡＦＳ」	犬上川（犬上川橋～開出今橋両岸）

平成 20 年 3 月末現在

淡海エコフォスター活動団体一覧　（県登録）

エコフォスター名	実施場所
西肥田ニコちゃんクラブ	宇曽川の堤防
一圓テクノス㈱	彦根環状線くすのき通り
大堀町グリーン会	芹川および平田川
新神戸電機㈱　彦根営業所	三津屋野口線、三津彦根線
ＮＴＴ西日本滋賀支店　彦根	彦根近江八幡線
小泉八王子倶楽部	彦根環状線

平成 20 年 3 月末現在

彦根エコフォスター活動団体一覧　（市登録）

エコフォスター名	実施場所
彦根雨壷山・護林会	彦根千鳥が丘公園
荒神山を愛する仲間の会	荒神山林道および荒神山周辺
滋賀中央信用金庫	京橋交差点～滋賀大学交差点
大東電材㈱彦根事業所	中山道（葛籠町～出町）
独立行政法人国立印刷局彦根工場労働組合	おさつ街道（岡町郵便局～南彦根駅前）

平成 20 年 3 月末現在

○　クリーンエネルギー自動車の導入

本市は平成１１年１０月、公用車にはじめて天然ガス自動車を導入しました。天然ガス自動車は、通常のガソリン車と比べて、二酸化炭素をおよそ３０％、窒素酸化物をおよそ７０％削減できるとともに、黒煙などの微粒子をほとんど発生しないなど、環境に対してクリーンな自動車です。
その他にも、電気とガソリンを併用したハイブリッド車や、排ガス中の有害物質量を抑えた低排出ガス車を導入しており、平成１９年度現在、本市のクリーンエネルギー自動車は、低公害車は公用車全体の２８．８％となっています。

年度	公用車保有総数	低公害車保有台数	低公害車保有割合
Ｈ１１	１９７台	１台	０．５％
Ｈ１２	１９７台	２台	１．０％
Ｈ１３	１９７台	２台	１．０％
Ｈ１４	１９７台	７台	３．５％
Ｈ１５	１９７台	１３台	６．６％
Ｈ１６	１９７台	１８台	９．１％
Ｈ１７	１９７台	２８台	１４．２％
Ｈ１８	１７４台	３２台	１８．３％
Ｈ１９	１７０台	４９台	２８．８％

○　地球温暖化対策の推進

近年、温室効果ガスが増加し、地球温暖化が国際的な問題となっています。国連では、気候変動枠組条約に基づき、１９９７年に地球温暖化防止京都会議で京都議定書を議決し、我が国は、２００２年５月３１日に京都議定書が国会で承認され、２００４年６月４日国際連合に受諾書を寄託しました。これにより、我が国では２００８年から２０１２年までの５年間で温室効果ガス排出量を６％削減することを目標に「チームマイナス６％」を掲げ、「クールビズ」や「ウォームビズ」など身近で取り組み易い対策を取り入れるなど、様々な温暖化防止対策に乗りだしています。彦根市役所においても２００７年１０月から「チームマイナス６％」に参加し、温室効果ガス排出抑制に努めております。

温室効果ガスには二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンなどがあります。その中でも主要な原因となっているのが二酸化炭素です。化石燃料の消費や森林伐採などが原因となり、大気中の二酸化炭素は急激に増加しています。この急激な二酸化炭素の増加が気象に与えている影響を見ていくと、世界では、この 100 年の間に平均気温が約 0.6℃上昇し、彦根市では、約 1℃上昇しています。その他の変化についてもみていくと、熱帯夜が増えたり、雪が少なくなったり、桜の開花が早くなったりしています。

温室効果ガスは温室の外壁の役目をしており、太陽光により温められた地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を暖めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしています。温室効果ガスがないと地球の平均地上気温は－18℃と推定されます。しかし、その温室効果ガスの濃度が増大すると、さらに熱を逃がしにくくするため、地表付近の気温が上昇します。

温暖化がもたらす影響には様々なことが考えられます。今まで雨の多い地域はますます雨が多くなり、少ない地域はますます少なくなったり、集中豪雨や干ばつが増加します。海面が上昇し、土地が水没します。海抜が低い島国では、国がなくなるのではと懸念されたり、日本でも海面が 1m上昇すれば、砂浜の 90%がなくなります。降水量や気候の変化は農業にも深刻な影響を与え、農作物の収量にも影響します。食糧を多く輸入している日本にとっても大きな影響が生じます。その他、生態系への影響やＳＲＡＳのような未知なるウイルスの発生も懸念されます。

各国の温室効果ガスの排出量を見てみると日本はアメリカ、中国、ロシアに次いで 4 番目となっています。また、食料の輸送距離（食料の重量×輸送距離）をあらわすフードマイレージは、日本の総量が世界中で群を抜いており、国民一人当たりでも１位となっています。温室効果ガスは、食料等の輸送に使用する貨物船や自動車等からの排気ガス、エアコンなどの電気製品の使用、上下水道の利用、ごみの焼却など私たちの日常生活で身のまわりのありとあらゆるところから排出されています。私たちが招いた温暖化問題は私たちが解決しなければなりません。「私たちにもできること」その一例を紹介しましょう。

・エアコンをつける前に、衣類で温度調節をしてエアコンをできるだけ使わないようにしましょう。
・使っていない部屋や廊下の電気はこまめに消すようにしましょう。また、テレビやエアコンを使用しない時は主電源を切るか、コンセントを抜くようにしましょう。
・必要のないものは買わない、買い物にはマイバックを持参する、資源となる物はリサイクルに出すなどごみの減量に努めましょう。
・近くへは自動車を使わずに、自転車を使うか、歩くようにしましょう。

これらの取り組みは温暖化問題の解決につながるだけでなく、他の環境問題の改善にもつながり、また、家計の節約や健康の増進にもなります。できることから始めてみましょう。

市では、これらの取り組みの輪を広げるため、平成 10 年度から「環境家計簿」を、平成 13 年度からは、環境推進市民会議に委託し、「環境配慮行動チェックシート」の普及、啓発を行っています。「環境配慮行動チェックシート」は日々の生活の中で、環境にどこまで配慮できたかを簡易に点検できるものです。

また、市は事業者でもあり、消費者でもありますので、その事務や事業の執行に際し、環境に配慮した行動に努め、環境への負荷の低減を図ることを目的に平成 13 年 11 月に「彦根市温室効果ガス排出抑

制等実行計画」を策定し、全庁的に取り組みを進めています。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第８条に規定する実行計画に対応するものであり、平成 9 年に策定した「地球にやさしい行動計画（ひこねエコオフィスプラン）」の内容を見直すとともに、平成 13 年 3 月に策定した「彦根市環境基本計画および地域行動計画」に基づき、市自らの事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を具体的に抑制するプランを示しています。本市は、平成 14 年 9 月に市役所本庁舎をはじめとする 23 施設において、環境管理の国際規格であるＩＳＯ１４００１の認証を取得し、現在では市の全施設で認証を取得しています。その中で、省エネルギー・省資源の推進として、「電気使用量の削減」「公用車燃料使用量の削減」「石油類使用量の削減」「上水道使用量の削減」「事務用紙使用量の削減」「一般廃棄物排出量の削減」について、市の全部門で削減目標を定め取り組みを行っています。市役所および市の関連施設における二酸化炭素の排出量については下表のとおりです。省エネルギー・省資源活動により、平成 15 年度には平成 17 年度目標を達成することができました。平成 19 年度に、「彦根市温室効果ガス排出抑制等実行計画」を見直し、平成 17 年度二酸化炭素の排出量を基準とし、平成 22 年度までに 8.0%の更なる削減を目標としました。平成 18 年度は、石油類の使用量を大幅に削減できたことにより平成 17 年度の基準年に対して、6.3%の削減を達成しました。これは、職員一人ひとりの温室効果ガス排出抑制の意識向上により、「ウォームビズ」での衣類の調整や室内温度管理の徹底に努めた省エネルギー活動の成果ですが、暖冬に助けられた部分もあると考えられます。平成 19 年度は逆に猛暑の影響などによって基準年度より 5.6%の削減にとどまり、平成 18 年度より約 0.7%増加しました。ＩＳＯ１４００１の取り組みが６年目を迎え取り組みも下限に近くなってきており、気候変動の影響を大きく受けるようになってきたと考えられますが、今後も温室効果ガスの排出抑制を行い、平成 22 年度目標達成のため、今まで以上に省エネルギー・省資源への取り組みを徹底していきます。

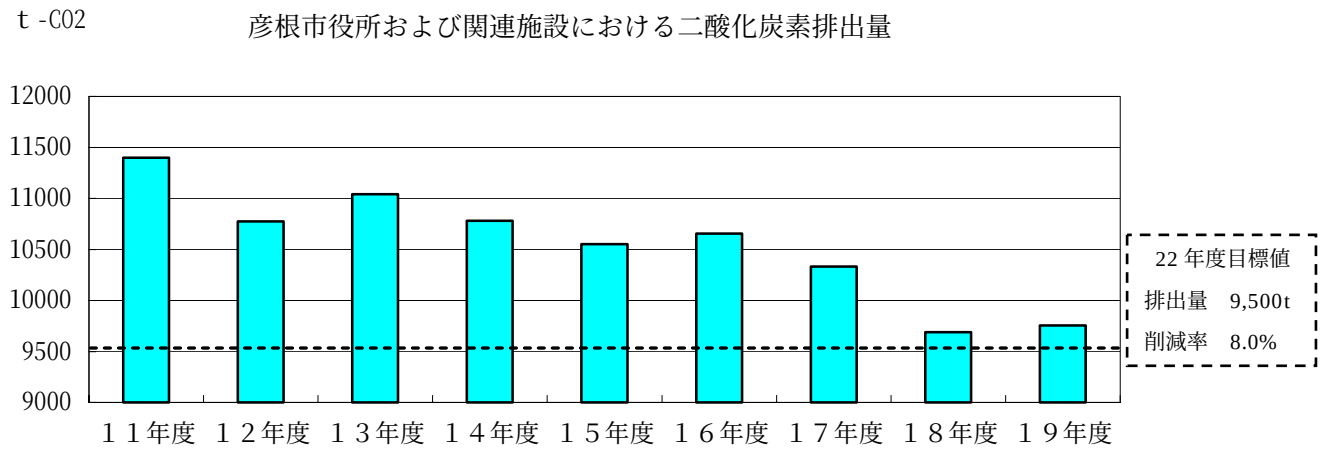

	１１年度	１２年度	１３年度	１４年度	１５年度	１６年度	１７年度	１８年度	１９年度
排出量（ｔ－CO_2）	11,399	10,774	11,040	10,779	10,553	10,655	10,331	9,690	9,757
削減率	100%	94.5%	96.9%	94.5%	92.5%	93.4%	90.6%	93.7%	94.4%

削減率は平成 17 年度までは平成 11 年度を基準年としています。
削減率は平成 18 年度からは平成 17 年度を基準年としています。

（５）ISO１４００１の認証取得

本市では、恵み豊かで美しい自然のあふれる環境を保全し、また、多種多様な行政施策において、環境問題により積極的に関わっていくことを目的として、平成１４年９月、市役所本庁や支所・出張所、清掃センターなどをはじめとする市の２３施設において環境マネジメントシステムの ISO１４００１の認証を取得しました。平成１５年９月には、認証の範囲に幼稚園や小中学校、老人福祉施設などを含む４７施設を追加し、さらに平成１６年９月に市立病院の認証を取得し、彦根市の全施設において環境に配慮した事務・事業の推進に取り組んでいます。本市では、ISO１４００１の規格の要求を満たしているかどうかを第三者機関の審査登録機関による審査を受けています。

ISO１４００１は、環境方針を受けて、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（点検）⇒Action（見直し）のサイクルを繰り返すことを基本としており、事務・事業に伴って生じる環境負荷を継続的に改善していくことを大きな柱としています。省資源や省エネルギー、廃棄物の減量に努め、実践をとおして環境に配慮したまちづくりに取り組んでいます。

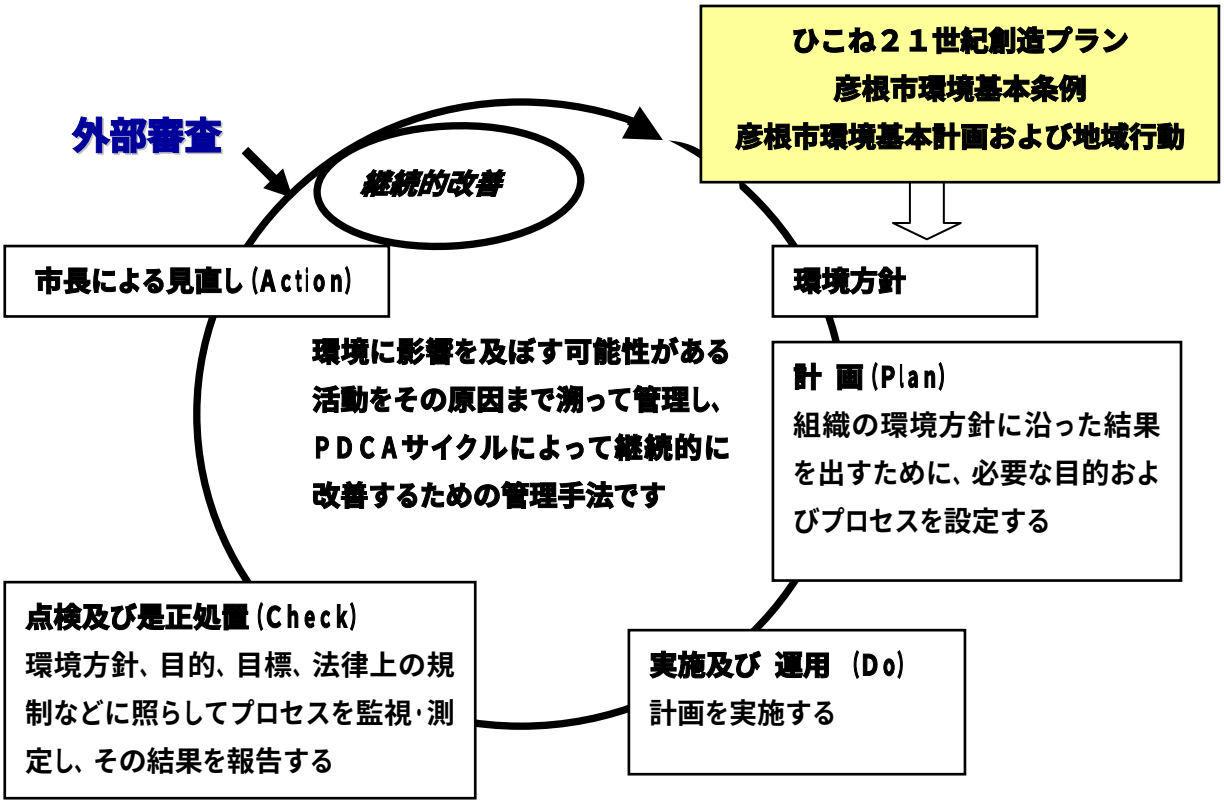

【ISO14001】平成19年度　市全体取組状況

目標	結果	評価
1　環境にやさしいまちづくりの推進		
（1）地球環境問題に関する市民への普及・啓発活動の推進		
環境基本計画の進展	年次報告書、年度内に発行	○
緑化樹の配布　500本	配布　２４６本	×
ホームページ・広報誌での環境情報の充実。	環境関連情報掲載　５６回（内ホームページ7回）	○
（2）環境教育の推進		
市民団体を通した自然観察会を開催	5/27 樹木ウオッチング　6/9 ホタル観察会　7/25 標本教室　8/2 川の生き物観察会　8/26 樹木ウオッチング 9/23 タカのわたり 10/14 キノコ観察会　2/3 水鳥観察会 3/20 早春の草花観察会	○
学校における環境学習の実施　1,800回	幼稚園、小・中学校での環境学習（1,675回）	×
2　環境に配慮した事務および事業の推進		
（1）ごみの減量化と再資源化の促進		
1人/日のごみ発生量を1,000g以下にする	1人/日のごみ発生量　996.48g/日	○
リサイクル率を16.0%にする。	リサイクル率　16.11%	○
古紙リサイクル活動取組み数を550件にする。	取組活動数６８６件	○
（2）生活排水対策の推進		
公共下水道水洗化率を82.2%にする。	公共下水道水洗化率　81.7%	×
合併処理浄化槽設置基数を2,900基にする。	合併処理浄化槽設置基数　2,906基	○
（3）緑豊かなまちづくりの推進		
都市公園面積を138.8haにする。	都市公園面積　138.1ha	×
（4）環境に配慮した技術、資材の導入		
低公害車導入計画の策定と公共・公益機関での低公害車普及状況調査。	低公害車の導入推進 1台購入、17台リース	○
事務用紙のグリーン購入率を98%以上にする。	調達率　99.9%	○
外部発注印刷用紙のグリーン調達率を98%以上にする	調達率　99.1%	○
文具用品（約60品目）のグリーン調達率を98%以上にする。	調達率　97.1%	×
3　省エネルギー・省資源、廃棄物の減量		
電気使用量を平成17年度より0.5%削減する。	目標値/7,037,074Kwh、実績値/7,597,325Kwh　8.0%超過	×
公用車燃料使用量を平成17年度より7%削減する。	目標値/78,002L、実績値/79,579L　2.0%超過	×
石油類使用量を平成17年度より28%削減する。	目標値/397,549L、実績値/435,696L　9.6%超過	×
上水道使用量を平成17年度より12.5%削減する。	目標値/223,307㎥、実績値/219,469㎥　1.7%削減	○
業務用紙使用量を平成17年度より0.5%削減する。	目標値/15,258,257枚、実績値/16,644,279枚　9.1%超過	×
一般廃棄物排出量を平成17年度より3%削減する。	目標値/107,808kg、実績値/94,674kg　12.2%削減	○

６．用語の解説

ＩＰＣＣ（Intergovernmental Panel on Climate Change）

気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）は、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（ＵＮＥＰ）との協力の下に昭和 63 年（1988 年）に設立された。その任務は、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的（および、社会・経済的）評価を行い、得られた知見を、政策決定者始め、広く一般に利用してもらうことである。数年おきに発行される「評価報告書」は地球温暖化に関する世界中の専門家による科学的知見を集約したものである。

ＩＳＯ１４００１

地球規模の環境保全意識の高まりを背景に、国際標準化機構（ＩＳＯ）が制定した環境管理システムと環境監査に関する国際規格。ＩＳＯ１４００１は、①環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、②行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を継続することを盛り込んでいる。

一酸化炭素（ＣＯ）

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼する場合に生じる無色、無臭の気体である。生理上極めて有害で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害し、ひどいときには窒息にまで至る。現在、おもな発生源は自動車（排気ガス）である。

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）

海水や河川水の汚濁の度合いを示す数値で、水中の有機物や酸化されやすい無機物を、過マンガン酸カリウムで酸化したときに消費する酸素量を mg/l で表したものであり、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いということを示している。

カドミウム（Ｃｄ）

銀白色で光沢のある柔らかい金属で、主として装飾用のメッキに使用されている。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能障害を伴う肺障害（肺気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）が起こることもあり、水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質とされている。主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場、電子機器製造業などである。

環境基準

環境基本法では「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接の工場等を規制するための規制基準とは異なる。

クロム（Ｃｒ）

クロムは、空気及び湿気に対しては極めて安定で、硬い金属であるので日用品、装飾品をはじめとして腐食防止のメッキ等に広く利用されている。クロム化合物のなかで三価クロム（Cr^{3+}）の毒性は、ほとんど無視できるが、クロムの毒性が問題になるのは六価クロム（Cr^{6+}）の化合物であるクロム酸、重クロム酸の塩である。クロム酸は、皮膚、粘膜の腐食性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られており、クロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか腎臓及びひ臓に蓄積することが確かめられている。主な発生源はクロムメッキ工場、アンモニア製造工場などである。

公害

環境基本法（第２条）では７種類、つまり、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭という現象をとりあげ、これによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを定義している。

光化学スモッグ

光による化学変化でできたスモッグのことをいう。大気中の二酸化炭素に太陽光線の紫外線があたると原子状の酸素（O）ができ、これが酸素分子（O_2）と反応し、オゾン（O_3）ができる。オゾンが炭化水素と反応するとアルデヒド等の刺激性のある物質をつくる。更に一酸化炭素や二酸化炭素も加わり、しだいに複雑な化合物をつくって、ＰＡＮ（パーオキシアセチルナイトレート）という物質をつくる。オゾン、アルデヒド、ＰＡＮなどを総称してオキシダントといい、これが光化学スモッグの主成分である。光化学スモッグは、夏の日ざしが強くて風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にある種の症状を与えるなど広範囲にわたる。

水銀（Ｈｇ）

常温で唯一の液体金属である。水銀化合物の種類は多く、生体に対する作用のうえからは、無機水銀と有機水銀に大別される。無機水銀化合物とは金属水銀及び塩化第二水銀が主なものであり、その他、硫化水銀、酸化水銀、硝酸水銀、雷酸水銀などがあり、有毒で神経系をおかし、手足のふるえを起こしたり言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。有機水銀化合物の種類は非常に多く、酢酸フェニール水銀やアルキル水銀であるメチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀などがあり、メチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

水素イオン濃度（ｐＨ）

水中の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、溶液１リットル中の水素イオン濃度の逆数を常用対数で表したもの。ｐＨは０～１４の間の数値で示され、ｐＨ７は中性を、７を超える値ではアルカリ性、７未満の値では酸性を示す。

生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）とともに海水や河川水の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量（mg/l）で表される。測定方法は、20℃で５日間微生物を培養した際に消費される溶存酸素量から算出される。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味する。

全窒素（Ｔ－Ｎ）

生活雑排水として、一日一人当たり約 10ｇの窒素（全窒素）を出している。又さまざまな生物も死ぬと形づくっている有機態窒素（タンパク質、アミノ酸、尿素）が水中に窒素化合物として溶け込む。この窒素はりんとともに湖沼や河川を富栄養化させ、プランクトンの異常発生などの原因となる。

水中の窒素化合物は、有機態窒素、アンモニウムイオン（NH_4^+）、亜硝酸イオン（NO_2^-）、硝酸イオン（NO_3^-）などの形で存在し、水中の溶存酸素の濃度によって互いに形態を変える。

全りん（Ｔ－Ｐ）

水中のりん酸イオン（PO_4^{3-}）は生物体の分解により供給されるが、生活雑排水や肥料などの人の活動の影響により濃度は増える。一日一人当たり約 1～2ｇのりん（全りん）が環境中に排出され、全窒素と同様富栄養化の原因となる。

判定の目安（河川水）	きれいな水‥‥0.07 以下	少し汚れた水‥‥0.07～0.2
	汚れた水‥‥0.2～1.0	大変汚れた水‥‥1.0 以上

大腸菌群数

大腸菌群は、乳糖を分解して酸とガスを発生する好気性または通性嫌気性菌の総称で、常に糞便中に排泄されているので、その検査は糞便による汚染の指標となっている。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素（炭酸ガス）やメタン、フロンガスなどは、ちょうど温室ガラスのように太陽からの光は通すが地球からの熱は逃がさない働きがあり、これを「温室効果」と呼んでいる。このまま二酸化炭素などが増え続けると温室効果のため、地球全体の気温が温暖化する可能性が指摘されており、極地などの氷床の融解や海水の膨張などのため、海水面が上昇することも考えられる。

チームマイナス６％

深刻な問題となっている地球温暖化の解決のために、世界が協力して作った京都議定書が平成 17 年 2 月 16 日に発行された。世界に約束した日本の目標は、温室効果ガス排出量の６％削減となっている。これを実現するための国民プロジェクトである。

低炭素社会

地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、大幅に削減し、自然界の吸収量と同等レベルにする（「カーボン・ニュートラル」という。）あるいは、自然界の吸収量以下レベルにする（「カーボン・マイナス」という。）ことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会をいう。

テトラクロロエチレン（パークレン）

トリクロロエチレンおよび 1,1,1-トリクロロエタンとともに低沸点の有機塩素系化合物である。いずれも脱脂性に優れるため機械の洗浄、メッキ、ドライクリーニングに、その他半導体工場などのハイテク工場で使用される。トリクロロエチレンおよび 1,1,1-トリクロロエタンは、いずれも人体に毒性の疑いがあり、テトラクロロエチレンとトリクロロエチレンは発がん性が指摘されている。現在、地下浸透したこれら有機塩素系化合物は地下水の汚染物質として問題になっている。

電気伝導度（ＥＣ）

水中の無機イオン（金属イオンやミネラル成分）の総量を表す指標であり、どれだけ電流を通すか、オームの法則による抵抗値（Ω）の逆数で表す。

排水、特に無機系（金属系）工業排水の電気伝導度は高く、排水によって汚れた河川の電気伝導度は高くなり、何も含まない純水は１μS／cm 以下となる。

ただし、温泉水や鉱泉水にはカルシウム、ナトリウム等の無機イオン（ミネラル成分）が多く含まれていて、これらの影響で電気伝導度が高くなる場合もあり、必ずしも汚れの程度を示すわけではない。

判定の目安（河川水）	きれいな水‥‥50～100	少し汚れた水‥‥100～200
	汚 れ た 水‥‥200～400	大変汚れた水‥‥400 以上

銅（Cu）

銅は、熱や電気を非常によく伝える性質があり、そのため食器や電線、電化製品などに広く使用されている。銅自身にはほとんど毒性はないが、あっても極めて少ない。しかし、銅粉末を生じる作業を行うときの最高許容濃度は 1ppm とされ、きわめて高濃度の銅粉により気道刺激が起こり、発汗、歯ぐきの着色が起こることが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物についてはあまり問題は起こっていない。汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所などからの鉱山排水、工場排水、農薬（ボルドー液）などがある。

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレンを参照。

鉛（Ｐｂ）

金属鉛は湿気に強く、空気中で安定なため、水道管やメッキに、また融点が他の金属に比べて低く、柔らかい性質のためハンダ溶接やスプリンクラーなどに使用されている。大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが表れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な発生源は顔料、塗料、化学工場、鉛蓄電池製造業などである。

二酸化窒素（NO_2）

一酸化窒素（ＮＯ）とその２分の１の体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛又は硝酸銅の固体を熱すると発生する。赤褐色、刺激性ガスとして最も特色がある。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないので、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く、作用は遅発生で高濃度ガス吸収後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppm では短時間でも危険である。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかでない。

ひ素（Ａｓ）

灰色で金属光沢があり、鶏冠石、石黄、硫ひ鉄工などに硫化物として含有されている。ひ素及びその化合物は生体に有毒で、ひ酸鉛、三酸化ひ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。水質汚濁防止法でも有害物質として、人の健康の保護に関する項目に指定されており、ひ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

BDF

Bio Diesel Fuel（バイオ・ディーゼル・フューエル）の頭文字をとった略称。廃食油の水分や不純物を取り除いて、触媒などを加えて精製してつくった燃料である。軽油に比べ、排ガスに含まれる硫黄酸化物が少なく、黒煙や二酸化炭素の発生が抑えられるとされている。

ppm

parts par million の略称で、濃度を表す単位として使用される。もとの量の 100 万分の 1 の量を 1ppm といい、水の場合は、1kg（約 1 リットル）中のミリグラム数、1t（約 1m^3）中のグラム数を表し、大気の場合は１m^3中 1cm^3のガス量を表す。なお、1ppb は 10 億分の 1 の量を表し、1ppm は 1,000ppb を表す。

浮遊物質量（ＳＳ）

水に溶けず浮遊している粒径２mm 以下の物質の量。数値が大きいほど汚濁が著しい。なお測定方法は、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を計る。単位は通常 mg/l で表す。

溶存酸素（ＤＯ）

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、単位は mg/l で表す。一般に清浄な河川では、ＤＯはほぼその温度での飽和値（0℃、1 気圧で 14mg/l 程度で、温度が上がるにつれて数値が低くなり、25℃では 8mg/l 程度になる。）に達しているが、有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸化分解し、酸素を消費するため、ＤＯの値は低くなる。

みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6％　www.team-6.jp

彦根市役所はチームマイナス６％に参加しています。

彦根市の環境

（環境の状況に関する年次報告書）

平成２０年（２００８年）１０月

発行　彦根市

〒522-8501　彦根市元町４番２号

彦根市役所市民環境部生活環境課

TEL 0749-22-1411　FAX 0749-27-0395

E-mail kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp

この冊子は、古紙 70%再生紙を使用しています。